

2012年9月

発行登録追補目論見書  
(無登録格付に関する説明書を含む)



**Deutsche Bank**

**ドイツ銀行**

ドイツ銀行AG ロンドン 2017年9月28日満期  
ロシア・ルーブル建社債

－ 売 出 人 －

エイチ・エス証券株式会社

ドイツ銀行AG ロンドン 2017年9月28日満期 ロシア・ルーブル建社債（以下「本社債」といいます。）の償還金額および利息額は、ロシア・ルーブルによって行われますので、円貨換算された本社債の価値および受取金額等は、外国為替相場の変動により影響を受けますが、これらの外国為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。詳細につきましては、「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、本社債要項の概要、3. 利息」および同「5. 償還」をご参照下さい。

## 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されています。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客さまに告げなければならないこととされており、

～登録の意義について～

登録を受けた信用格付業者は、誠実義務、利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

以下、主な無登録信用格付業者についての内容をご説明いたします。

### ○スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ (S&P)

＜格付会社グループの呼称等について＞

- ・ 格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」と称します。）
- ・ グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

＜信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について＞

- ・ スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載。

＜信用格付の前提、意義及び限界について＞

- ・ S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。
- ・ 信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。
- ・ S&P は、品質および量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&P は、提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

### ○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

＜格付会社グループの呼称等について＞

- ・ 格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）
- ・ グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

＜信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について＞

- ・ ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ (<http://www.moody's.co.jp>) の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載。

#### <信用格付の前提、意義及び限界について>

- ・ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。
- ・ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。
- ・信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。
- ・ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

#### ○フィッチ・レーティングス (Fitch)

##### <格付会社の呼称等について>

- ・格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）
- ・グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

##### <信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について>

- ・フィッチのホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載。

#### <信用格付の前提、意義及び限界について>

- ・フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。
- ・フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

この情報は、平成 22 年 12 月 17 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記各会社のホームページをご覧ください。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【証券情報】 .....	5
第1 【募集要項】 .....	5
第2 【売出要項】 .....	5
1 【売出有価証券】 .....	5
2 【売出しの条件】 .....	7
第3 【第三者割当の場合の特記事項】 .....	28
第二部 【公開買付けに関する情報】 .....	28
第三部 【参照情報】 .....	29
第1 【参照書類】 .....	29
第2 【参照書類の補完情報】 .....	29
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】 .....	29
第四部 【保証会社等の情報】 .....	29
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面 .....	30
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実 .....	31
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 .....	43

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 22-外26-68

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年9月7日

【会社名】 ドイツ銀行  
(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター グローバル債券市場部長  
ジョナサン・ブレイク  
(Jonathan Blake, Managing Director, Global Head of Debt Issuance)  
ディレクター 欧州市場部長 マルコ・ツィマーマン  
(Marco Zimmermann, Director, Head of Issuance Europe)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン  
タウヌスアンラゲ 12  
(Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽  
弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03-6212-8316

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03-6212-8316

【発行登録の対象とした売出  
有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 1億3,200万ロシア・ルーブル(3億1,944万円)  
(注) 上記日本円の換算は、1ロシア・ルーブル=2.42円の換算率  
(平成24年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行のロシア・ルーブルの日本円に対する対顧客電信売買相場の仲値)により換算されている。

【発行登録書の内容】

提出日	平成22年9月30日
効力発生日	平成22年10月8日
有効期限	平成24年10月7日
発行登録番号	22-外26
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 2,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
22-外26-1	平成23年2月10日	20億7,225万円	該当事項なし。	
22-外26-2	平成23年2月10日	10億5,503万2,440円		
22-外26-3	平成23年2月15日	6億円		
22-外26-4	平成23年2月17日	7億円		
22-外26-5	平成23年2月17日	5億52万円		
22-外26-6	平成23年2月18日	10億1,400万円		
22-外26-7	平成23年2月24日	6億円		
22-外26-8	平成23年3月14日	8億円		
22-外26-9	平成23年4月8日	6億円		
22-外26-10	平成23年5月16日	6億円		
22-外26-11	平成23年7月6日	6億8,902万200円		
22-外26-12	平成23年7月15日	1億7,475万4,881円60銭		
22-外26-13	平成23年7月15日	7億円		
22-外26-14	平成23年7月21日	6億6,892万円		
22-外26-15	平成23年8月3日	7億2,330万円		
22-外26-16	平成23年8月8日	5億9,150万円		
22-外26-17	平成23年8月19日	7億円		
22-外26-18	平成23年8月25日	6億円		
22-外26-19	平成23年8月31日	7億4,078万4,000円		
22-外26-20	平成23年8月31日	5億9,200万8,000円		
22-外26-21	平成23年9月1日	12億7,890万円		
22-外26-22	平成23年9月9日	8億円		
22-外26-23	平成23年10月5日	8億円		
22-外26-24	平成23年11月11日	6億円		

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
22-外26-25	平成23年11月25日	3億1,059万円	該当事項なし。	
22-外26-26	平成23年11月30日	23億9,600万円		
22-外26-27	平成23年11月30日	2億4,500万円		
22-外26-28	平成23年11月30日	1億3,300万円		
22-外26-29	平成23年12月13日	12億8,500万円		
22-外26-30	平成23年12月13日	8億2,000万円		
22-外26-31	平成23年12月16日	25億円		
22-外26-32	平成23年12月19日	8億円		
22-外26-33	平成23年12月28日	16億5,400万円		
22-外26-34	平成23年12月28日	10億2,800万円		
22-外26-35	平成24年1月6日	4億7,772万9,760円		
22-外26-36	平成24年1月13日	8億円		
22-外26-37	平成24年1月17日	32億5,000万円		
22-外26-38	平成24年2月9日	3億4,822万5,000円		
22-外26-39	平成24年2月9日	3億4,580万円		
22-外26-40	平成24年2月15日	6億円		
22-外26-41	平成24年2月16日	5億5,500万円		
22-外26-42	平成24年2月16日	13億900万円		
22-外26-43	平成24年2月16日	8億4,700万円		
22-外26-44	平成24年2月22日	6億円		
22-外26-45	平成24年2月23日	10億1,200万円		
22-外26-46	平成24年3月19日	9億円		
22-外26-47	平成24年3月19日	10億円		
22-外26-48	平成24年3月19日	9億円		
22-外26-49	平成24年3月28日	9億7,900万円		
22-外26-50	平成24年4月11日	6億円		
22-外26-51	平成24年5月2日	14億6,200万円		
22-外26-52	平成24年5月14日	3億1,152万円		



番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
22-外26-53	平成24年 5 月 15 日	5 億円	該当事項なし。	
22-外26-54	平成24年 5 月 30 日	19億8,630万円		
22-外26-55	平成24年 5 月 30 日	9 億6,351万7,500円		
22-外26-56	平成24年 7 月 3 日	7 億5,182万5,620円		
22-外26-57	平成24年 7 月 4 日	18億円		
22-外26-58	平成24年 7 月 5 日	8 億3,000万円		
22-外26-59	平成24年 7 月 6 日	4 億8,092万円		
22-外26-60	平成24年 7 月 24 日	2 億4,900万円		
22-外26-61	平成24年 8 月 7 日	9 億5,524万円		
22-外26-62	平成24年 8 月 10 日	4 億ロシア・ルーブル (9 億7,200万円) (注1)		
22-外26-63	平成24年 8 月 14 日	6 億円		
22-外26-64	平成24年 8 月 17 日	4 億1,000万円		
22-外26-65	平成24年 8 月 20 日	7 億円		
22-外26-66	平成24年 8 月 29 日	5 億円		
22-外26-67	平成24年 8 月 30 日	10億円		
実績合計額		583億6,865万7,401円60銭 (注2)		

(注1) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは、平成24年9月13日に行われる予定でまだ完了していない。  
本欄に記載された円貨換算額は、1ロシア・ルーブル=2.43円の換算率(平成24年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行のロシア・ルーブルの日本円に対する対顧客電信売買相場の仲値)により換算されている。

(注2) 実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

【残額】 (発行予定額－実績合計額－ 1,416億3,134万2,598円40銭  
減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし。

【残高】 (発行残高の上限－実績合計  
額＋償還総額－減額総額) 該当事項なし。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「計算代理人」	ドイツ銀行ロンドン支店
「英国」または「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「ロシア・ルーブル」	ロシア連邦の法定通貨
「日本円」または「円」	日本国の法定通貨

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当事項なし。

### 第2【売出要項】

#### 1【売出有価証券】

##### 【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ドイツ銀行AG ロンドン 2017年9月28日満期 ロシア・ルーブル建社債 (以下「本社債」という。) (注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	1億3,200万ロシア・ ルーブル (注2)	売出価額の総額	1億3,200万ロシア・ ルーブル (注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10万ロシア・ルーブル
償還期限	2017年9月28日(当日が営業日でない場合は翌営業日に繰り延べ、繰り延べられた日が翌月となる場合は当日の前営業日とする。)(以下「満期日」という。)		
利率	年率6.20%		
売出しに係る社債の所有者 の住所および氏名または名称	エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー27F (以下「売出人」という。)		
摘要	(1) 利息額および利払日 利息として、計算金額(10万ロシア・ルーブルをいう。)当たり 3,100ロシア・ルーブル(以下「固定利息金額」という。)が各利 払日に後払いされる。(注3) 「利払日」とは、2013年3月28日(同日を含む。)から満期日 (同日を含む。)までの毎年3月28日および9月28日(当日が営業 日でない場合は翌営業日に繰り延べ、繰り延べられた日が翌月とな る場合は当日の前営業日とする。)である。 (2) その他 本社債はいかなる金融商品取引所にも上場されない。 その他の本社債の条件については、後記「2 売出しの条件、本 社債要項の概要」を参照のこと。		

(注1) 本社債は、ロンドン支店を通じて行なうドイツ銀行(以下「発行会社」という。)のデット・イシューアンス・プログラムに基づき、2012年9月27日(ロンドン時間)に発行会社により発行される。

(注2) ユーロ市場における本社債の売出券面総額は1億3,200万ロシア・ルーブルである。

(注3) 日本における投資者に対する償還金または利息の支払は、満期日または各利払日の翌営業日後以降となることが予定されている。

(注4) 本社債について、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ただし、発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディー

ズ」という。)よりA2、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ(以下「S&P」という。)よりA+、フィッチ・レーティングス・リミテッド(以下「フィッチ」という。)よりA+の長期発行体格付をそれぞれ取得しており、本発行登録追補書類提出日(平成24年9月7日)現在、かかる格付の変更はされていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本発行登録追補書類提出日(平成24年9月7日)現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moodys.co.jp>))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

## 2【売出しの条件】

売出価格	10万ロシア・ルーブル (額面金額の100.00%) (注1)	申込期間	2012年9月7日から 2012年9月26日まで
申込単位	額面10万ロシア・ルーブル以上 額面10万ロシア・ルーブル単位	申込証拠金	なし。
申込受付場所	売出人の日本における 本店および所定の営業 所(注1)	受渡期日	2012年9月28日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所および氏名または名称	該当事項なし。	売出しの 委託契約の内容	該当事項なし。

(注1) 本社債の申込みおよび払込みは、各申込人により売出人との間の外国証券取引口座約款に従ってなされる。かかる約款に基づき申込書を提出していない申込人は、売出人に申込書を提出する必要がある。外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。本社債の申込人は、売出人が別途定めるところにより、日本円またはロシア・ルーブル貨にて本社債の払込みを行う。

(注2) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、または米国人（U.S. person）に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の募集、売出しまたは販売を行ってはならない。この（注2）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注3) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または合衆国人（United States person）に対して本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。この（注3）において使用された用語は、米国の1986年内国歳入法典およびそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

(注4) 本社債のディーラーとして行為するドイツ銀行ロンドン支店（以下「ディーラー」という。）は、当初の分売として、またはその後いかなる時点においても、ロシア連邦において居住者であり、設立され、もしくはその通常の住所を有するいかなる者（法人を含む。）に対して、もしくはこれらの者の利益のために、またはロシア連邦の領土内に所在するいかなる者に対しても、同社が本社債を募集し、もしくは売り付け、またはその他譲渡したことはないこと、および同社が本社債を募集し、もしくは売り付け、またはその他譲渡しないことを表明、保証ならびに合意している。ただし、ロシア法に基づき別途許容されている場合およびその限度においては、この限りではない。

発行会社のデット・イシューアンス・プログラムに係る2012年6月29日付英文目論見書（Base Prospectus）および2012年8月3日付第1補遺（First Supplement）（以下「英文目論見書」という。）に記載されている情報は、ロシア連邦における、またはいずれかのロシア人もしくはロシアの団体に対する、もしくはこれらの者の利益のための本社債の募集または募集、売り付け、交換もしくはその他譲渡を行うための勧誘ではない。

本社債は、ロシア連邦において居住者であり、設立され、もしくはその通常の住所を有するいかなる者（法人を含む。）に対して、もしくはこれらの者の利益のために、またはロシア連邦

の領土内に所在するいかなる者に対しても、売り付け、または募集されてはならない。ただし、ロシア法に基づき別途許容されている場合およびその限度においては、この限りではない。ディーラーが本社債の広告（ロシア法に定義される。）を構成しない方法により、ロシア連邦において適格投資者（ロシア法に基づき定義される。）に対して英文目論見書を頒布することができ、またロシア連邦において本社債の「勧誘」または「公募」（いずれもロシア法に定義される。）を構成しない方法により、本社債をロシアの適格投資者に対して売り付けることができる旨理解されている。

本社債の発行または本社債に関するロシアの有価証券目論見書のいずれも、ロシア連邦金融市場局（Federal Service for Financial Markets of the Russian Federation）に登録されておらず、またはロシア連邦金融市場局に登録されることを意図していないため、本社債は、ロシア連邦における当初の勧誘または募集のための資格を有していない。

## 本社債要項の概要

本社債の購入には、相当なリスクを伴い、本社債の購入は、本社債へ投資することによるリスクおよび利点を評価するために必要とされる金融および事業に関する事項についての知識・経験を有する投資者にのみ適合している。投資判断を行う前に、本社債の購入予定者は、本社債の性質およびリスクの負担の度合いについて理解し、かつ、自らの財務環境、財務状態および投資目的に照らして、本社債要項に記載の一切の情報を注意深く検討することを確実にしなければならない。

本社債に関する特定の格付について、その申請も請求もなされていないことについて、投資者は留意すべきである。

発行会社は、本社債に関する支払につき元利金等の上乗せをする義務はない。本社債につき支払われる金額はすべて、控除または源泉徴収により賦課、徴収または回収されるすべての性質の公租公課または政府課徴金を控除または源泉徴収して行われる（当該控除または源泉徴収が法律により要求される場合）。

### 1. 通貨、額面、様式、券面、一定の用語の定義

#### (1) 通貨および額面

本社債は、ロンドン支店を通じて行為する発行会社によって発行され、ロシア・ルーブル（以下「指定通貨」という。）建てで額面金額10万ロシア・ルーブル（以下「額面金額」という。）で発行される。各本社債の「計算金額」は、10万ロシア・ルーブルとする。

#### (2) 様式

本社債は、無記名式で発行され、発行時に一または複数の大券（以下、それぞれを「大券」という。）により表章される。

#### (3) 仮大券・交換

- (a) 本社債は、当初、利札または引換証を伴わない仮大券（以下「仮大券」という。）の様式で発行される。仮大券は、利札または引換証を伴わない永久大券（以下「永久大券」という。）と交換することができる。仮大券は、本社債の当初発行日までに決済機関の共通預託機関（以下「共通預託機関」という。）に交付される。いずれかの本社債が仮大券により表章されている間、交換日（以下に定義する。）までに本社債について支払われるべき元本、利息（もしあれば）その他の金額は、米国財務省規則の規定により、当該本社債に係る権利の実質所有者が米国人ではない旨または米国人に転売するために本社債を購入したものではない旨の（所定の様式による）証明書を決済機関が受領しており、かつ決済機関が（その受領した証明書に基づき）同様の証明書を財務代理人に付与した場合に限り、仮大券の呈示と引換えに支払われる。
- (b) 仮大券は、その発行日から40日後の日（以下「交換日」という。）以後、仮大券に記載されるとおり、請求により、上記の実質所有者の証明書と引換えに（ただし、当該証明書が既に付与されている場合は、この限りではない。）、永久大券に係る権利と（無料で）交換することができる。
- (c) 仮大券の保有者は、交換日以後に履行期が到来する利息、元本その他の金額の支払を受ける権利を有しない。ただし、正当な実質所有者の証明書があるにもかかわらず、仮大券の永久大券に係る権利との交換が不当に留保または拒絶されている場合はこの限りでない。
- (d) 永久大券は、交換事由が発生した場合にのみ、その全部（一部は不可）を個別の確定様式による利札付の指定通貨建ての本社債（以下「確定証券」という。）と（無料で）交換することができる。かかる目的において、「交換事由」とは、①債務不履行事由（後記「10. 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、継続していること、②決済機関が14日間連続で休業していること（祝日、制定法上の、またはその他の理由によるものを除く。）、または業務を永久に停止する意向を発表した旨もしくは実際に営業を停止し承継決済機関を利用することができない

旨の通知を発行会社が受けたことまたは③発行会社が、本社債が確定様式による永久大券により表章されていた場合であれば受けなかったであろう不利な税効果を受けたことまたは受けることとなることをいう。交換事由が発生した場合、発行会社は、後記「13. 通知」に従い、速やかに本社債権者に対する通知を行う。この場合、決済機関（永久大券に係る権利の保有者の指図に基づき行為する。）は、財務代理人に対し交換を求める通知をすることができ、また上記③の交換事由が発生した場合、発行会社もまた、財務代理人に対し交換を求める通知をすることができる。当該交換は、財務代理人が最初に通知を受領した日から45日以内に行われる。

#### (4) 決済機関

仮大券および永久大券は、永久大券の場合、本社債に基づく発行会社のすべての債務が履行されるまで、決済機関により、または決済機関のための共通預託機関により保管される。「決済機関」とは、クリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム、ルクセンブルグおよびユーロクリア・バンク S. A. /N. V. ならびに当該資格におけるこれらの承継人のそれぞれをいう。

本社債が決済機関またはかかる決済機関のための（共通）預託機関に預託された大券により表章されている限りにおいて、決済機関の記録上、本社債の特定の元本金額を保有する者として一定期間表示される者（決済機関を除く。）は、発行会社、財務代理人、支払代理人および計算代理人により、本社債の元本金額（この点に関して、各人の口座にある本社債の元本金額について、決済機関により発行された証書その他の書類は、明白な誤りである場合を除き、あらゆる目的において最終的なものであり、かつ拘束力を有するものとする。）を保有する者として扱われるものとする。ただし、本社債の元本金額の元本の支払または当該元本金額より生じる利息の支払に関するものを除き、同様に、関連する大券の持参人は、発行会社、財務代理人、支払代理人および計算代理人により、関連する大券の条件に従って、当該元本金額を保有する者として扱われるものとし、また、「本社債権者」、「本社債の保有者」およびこれと関連する表現についても、同様に解釈されるものとする。

#### (5) 本社債権者

「本社債権者」とは、本社債との関連では本社債の保有者を意味し、大券により表章される本社債との関連では前記「(4) 決済機関」に記載されるとおりに解釈されるものとする。

## 2. 地位

本社債に基づく債務は、発行会社の無担保かつ非劣後の債務であり、相互に同順位であって、法律により優先される債務を除き、発行会社の他のすべての無担保の非劣後債務と同順位である。

## 3. 利息

### (1) 利率および利息期間

(a) 各本社債は、2012年9月28日（以下「利息開始日」という。）（同日を含む。）から本社債の元本残高に対して年率6.20%（以下「適用利率」という。）で利息を生じる。利息は、各利息期間について発生する。

(b) 「利息期間」とは、利息開始日（同日を含む。）から初回の利息期間最終日（同日を含まない。）までの期間、およびその後については、各利息期間最終日（同日を含む。）から翌利息期間最終日（同日を含まない。）までの期間をいう（当該各翌利息期間最終日を、関連する利息期間に係る「利息期間最終終了日」という。）。

(c) 「利息期間最終日」とは、2013年3月28日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの毎年3月28日および9月28日をいう。

(d) 「営業日」とは、モスクワ、ロンドン、ニューヨークおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

(2) 利払日

利息は、2013年3月28日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの毎年3月28日および9月28日（当日が営業日でない場合は翌営業日に繰り延べ、繰り延べられた日が翌月となる場合は当日の前営業日とする。）（以下、それぞれの日を「利払日」という。）に後払いされる。ある利息期間に関する利息が当該期間に係る利息期間最終終了日より後になった結果として支払われる追加の利息または他の金額は、一切ない。

(3) 利息の発生

各本社債は、償還の期日の前日が経過した後は利息を生じない。ただし、元本の支払が不当に留保または拒絶された場合は、この限りではない。発行会社が期日に各本社債の償還を怠った場合、利息は、償還の期日（同日を含む。）から、(a)当該本社債について履行期が到来しているすべての金額が支払われた日および(b)当該本社債について支払われるべき資金の全額が財務代理人により受領された日から5日後のいずれか早い方の日（同日を含まない。）まで、当該本社債の元本金額の残高に対し適用利率で発生し続けるものとする。

(4) 利息額

利息期間について利息期間最終日（同日を含まない。）に終了する当該利息期間について各利払日に支払われるべき利息の金額は、計算金額当たり3,100ロシア・ルーブル（以下「固定利息金額」という。）に相当する。

利息期間以外の期間について利息を計算する必要がある場合、当該期間について計算金額に関して支払われるべき利息額は、計算金額に適用利率および日割計算端数（以下に定義する。）を乗じ、それによって得た額を、指定通貨の補助単位未満で四捨五入して指定通貨の補助単位まで算出するか、または適用ある市場慣行に従って端数処理をすることにより、算定されるものとする。

「日割計算端数」とは、利息期間について、以下の算式に基づき利息期間の日数を360で除して算出される数をいう。

$$\text{日割計算端数} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記における記号の意義は、次のとおりである。

「Y<sub>1</sub>」は、利息期間の初日が属する年を数値で表わしたものである。

「Y<sub>2</sub>」は、利息期間の最終日の翌日が属する年を数値で表わしたものである。

「M<sub>1</sub>」は、利息期間の初日が属する暦月を数値で表わしたものである。

「M<sub>2</sub>」は、利息期間の最終日の翌日が属する暦月を数値で表わしたものである。

「D<sub>1</sub>」は、利息期間の最初の暦日を数値で表わしたものである。ただし、当該数値が31である場合、D<sub>1</sub>は30とする。

「D<sub>2</sub>」は、利息期間の最終日の翌暦日を数値で表わしたものである。ただし、当該数値が31であり、かつD<sub>1</sub>が29より大きい場合、D<sub>2</sub>は30とする。

## 4. 支払

(1) (a) 元本の支払

本社債が大券により表章されている限り、本社債に関する元本は、米国外の財務代理人の指定事務所において支払時に大券の呈示および（一部支払の場合を除き）引渡しと引換えに支払われるものとする。元本の支払は、財務代理人により大券上に記録される。

確定証券の元本は、財務代理人または米国外のその他の支払代理人に対する確定証券の呈示および（一部支払の場合を除き、その場合は本社債が裏書きされる）引渡しと引換えに支払われるものとする。

(b) 利息の支払

本社債が大券により表章されている限り、本社債の利息は、米国外の財務代理人の指定事務所において大券の呈示と引換えに支払われるものとする。利息の支払は、財務代理人により大券



上に記録される。

確定証券の利息は、米国外の財務代理人の指定事務所または米国外のその他の支払代理人の指定事務所において利札の呈示および（一部支払の場合を除き、その場合は本社債が裏書きされる）引渡しと引換えに支払われ、利札が発行されていない場合または利払の予定日以外の履行期の到来した利息の場合、確定証券の呈示と引換えに支払われるものとする。

(c) 利札の引渡し

利札を付して交付された各本社債は、本社債に関する期限未到来のすべての利札とともに最終償還のために呈示され、（償還金額の一部支払の場合を除き）引き渡されなければならない、これを怠った場合、期限未到来の不足利札の金額（または、全額が支払われない場合、未払いの償還金総額に対する支払償還金額の割合に応じた当該不足利札の金額分）が最終償還時に不足していなければ支払われた金額から差し引かれる。

期限未到来の利札が付されていないか、または引き渡されていない確定証券が支払のために呈示されたときに、上記に従い減額すべき金額が、減額がなかったとすれば支払われるべき償還金額を上回るような満期の日および利率を付して本社債が発行されている場合、当該確定証券の償還期日をもって、期限未到来の利札（本社債に付されているかどうかは問わない。）は、上記に従い減額すべき金額が減額がなければ支払われるべき金額を上回らない金額となるように、無効となるものとする（また、かかる利札についての支払は行われない。）。前記規定の適用により、確定証券に関連する期限未到来の利札の一部（全部ではない。）を無効とする場合、関連する支払代理人は、期限未到来の利札のいずれを無効とするのかを決定するものとし、また、この目的のために履行期日が遅い利札を履行期日が早いものより優先して選択するものとする。

(2) 支払方法

適用ある財政および他の法令に従い、本社債について支払期日の到来した金額の支払は、自由に流通および交換が可能な通貨、指定通貨の国の主要な金融センターにある銀行において振り出される当該指定通貨によって支払われるべき小切手または、受取人が選択した場合、当該金融センターにある銀行において受取人により開設された当該指定通貨建ての口座（日本の非居住者に日本円で支払う場合、非居住者口座であるものとする。）への振込により行われるものとする。

(3) 米国

本「4. 支払」の目的において、「米国」とは、アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含む。）および属領（プエルトリコ、米領バージン諸島、グアム、アメリカ領サモア、ウェーク島および北マリアナ諸島を含む。）をいう。

(4) 免責

本社債が大券により表章されている限り、発行会社は、支払うべき金額について大券の保有者またはその指図先に対する支払により免責される。決済機関の記録上大券により表章される本社債の特定の元本金額の実質所有者として表示される者は、発行会社が大券の保有者またはその指図先に対して行った支払に対する持分について、決済機関のみに対して請求しなければならない。確定証券の場合、発行会社は、本社債の持参人に対する支払により免責される。

(5) 支払営業日

本社債に関する金額の支払日が支払営業日でない場合、本社債権者は、その翌支払営業日まで関連する場所では支払を受けることができず、当該遅延について付加的な利息その他の支払を受けることができない。

かかる目的において、「支払営業日」とは、(a)モスクワ、ロンドン、ニューヨークおよび東京、(b)指定通貨の国の主要な金融中心地、ならびに（確定証券の場合に限り）(c)支払呈示場所において、決済機関ならびに商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

(6) 元本および利息の記載

本社債要項における本社債に関する元本の記載は、償還金額、早期償還金額その他本社債に基づきまたはこれに関して支払われるべき金額を含むものとみなされるものとする。

## 5. 償還

(1) 満期償還

計算金額に相当する本社債の各元本金額は、2017年9月28日（当日が営業日でない場合は翌営業日に繰り延べ、繰り延べられた日が翌月となる場合は当日の前営業日とする。）（以下「満期日」という。）に、償還金額（後記「6. 償還金額の計算」に定義する。）で償還されるものとする。

(2) 早期償還金額

後記(3) および後記「10. 債務不履行事由」の目的において、計算金額に相当する本社債の各元本金額の早期償還金額（以下「早期償還金額」という。）は、その元本金額に経過利息を加算し早期償還解消費用を控除した額に相当するものとする。

(3) 違法性による償還

本社債に基づく発行会社の債務の履行または発行会社の債務をヘッジするための取決めが政府、行政、立法もしくは司法の当局もしくは権力の適用ある現在もしくは将来の法律、規則、規制、判決、命令または指令を遵守した結果により、またはこれらの解釈により、全部または一部において、不法、違法もしくはその他禁止されているものであるか、または禁止される見込みであると計算代理人が合理的に判断した場合、発行会社は、本社債権者に対して、後記「13. 通知」に従い、10日以上30日以下の通知（かかる通知は撤回不能とする。）をすることにより、かかる通知の期間の経過をもって、本社債の全部（一部は不可）を償還することができ、本社債は、早期償還金額に償還日（同日を含まない。）までの経過利息（該当する場合）を付して償還される。

(4) 定義

本項の目的において、「早期償還解消費用」とは、計算代理人により決定される、本社債の償還および関連するヘッジまたは関連する取引のポジションの終了、決済または再建玉に関して発行会社が負担した一切の経費、費用（資金調達に損失を含む。）、公租公課の総額（重複はしないものとする。）に相当する金額であり、当該金額は、計算金額に相当する本社債の各元本金額に対して比例按分される。

## 6. 償還金額の計算

計算金額に相当する本社債の各元本金額に係る償還金額は、計算金額に相当する金額とする。

## 7. 財務代理人、支払代理人および計算代理人

(1) 選任

財務代理人、支払代理人および計算代理人ならびに各々の事務所は、以下のとおりである。

財務代理人： ドイツ銀行ロンドン支店

連合王国、ロンドン EC2N 2DB、  
グレート・ウィンチェスター・ストリート1  
ウィンチェスター・ハウス  
（以下「財務代理人」という。）

支払代理人： ドイツ銀行ロンドン支店

連合王国、ロンドン EC2N 2DB、  
グレート・ウィンチェスター・ストリート1  
ウィンチェスター・ハウス  
（以下「支払代理人」という。）

計算代理人： ドイツ銀行ロンドン支店  
連合王国、ロンドン EC2N 2DB、  
グレート・ウィンチェスター・ストリート1  
ウィンチェスター・ハウス  
(以下「計算代理人」という。)

財務代理人、支払代理人および計算代理人は、各々の事務所を他の事務所に変更する権利を常に留保している。

(2) 選任の交代または終了

発行会社は、いつでも、財務代理人、支払代理人または計算代理人の選任を変更または終了し、他の財務代理人、他のもしくは追加の支払代理人、または他の計算代理人を選任する権利を留保している。発行会社は、常に (a) 財務代理人および (b) 計算代理人を維持しなければならない。これらの代理人の交替、終了、選任または変更は、30日以上45日以下の事前の通知を本社債権者に対して行うことにより、その効力を生じる（倒産の場合を除く。この場合、直ちに効力を有するものとする。）。

(3) 発行会社の代理人

財務代理人、支払代理人および計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対して義務を有するものではなく、本社債権者との間に代理関係または信託関係を有するものでもない。代理契約には、これらの代理人の吸収合併の相手方もしくは再編の相手方、新設合併の相手方または資産の全部もしくは実質的全部の譲渡先である企業が、かかる代理人の承継人となることを認める条項が存在する。

## 8. 税務

本社債に関して支払われる一切の金額は、控除または源泉徴収の方法により賦課、徴収または収納されるあらゆる性質の公租公課または政府の手数料の控除または源泉徴収が法律（米国の1986年内国歳入法典（以下「内国歳入法典」という。）の第1471条 (b) に規定する合意に基づく場合またはその他内国歳入法典の第1471条から第1474条までおよび同条に基づく規則もしくは合意もしくは同条の公式解釈（以下、総称して「FATCA」という。）に基づきもしくはFATCAに対する政府間の取り組みを施行する法律に基づき徴収される場合を含む。）によって必要な場合、当該控除または源泉徴収が行われるものとする。

## 9. 本社債および利札の時効、交換

(1) 時効

本社債は、元本の場合は該当日から10年以内に、利息の場合は該当日から5年以内に支払のために呈示されなかった場合には、無効となる。

(2) 交換

本社債および利札を紛失、盗難、損傷、摩損または破損した場合には、財務代理人の指定事務所において、請求者がこれにより生じた経費および費用を支払い、かつ発行会社が合理的に要求する証拠および補償の条件に従うことにより、交換することができる。損傷または摩損した本社債および利札は、新たな社債および利札が発行されるまでに提出されなければならない。

本「9. 本社債および利札の時効、交換」の目的において、「該当日」とは、最初に履行期が到来した日をいう。ただし、支払われるべき金額の全額が履行期までに財務代理人により受領されていない場合には、支払金額の全額が適式に受領され、後記「13. 通知」に従い、発行会社により本社債権者に対してその旨の通知が適式に行われた日をいう。

## 10. 債務不履行事由

### (1) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由が発生した場合には、本社債権者は、保有する本社債の期限の利益の喪失を宣言し、早期償還金額（前記「5. 償還 (2) 早期償還金額」に定義する。）に償還の払戻しの日までの経過利息を付して直ちに償還するよう請求する権利を有する。

- (a) 発行会社に関連する期日から30日以内に元本または利息の支払を怠った場合。
- (b) 発行会社が本社債につき発生するその他の債務を適式に履行することを怠り、当該不履行につき財務代理人が本社債権者からの通知を受領した後60日を経過した後も当該不履行が継続している場合。
- (c) 発行会社はその金融債務を満足させる能力に欠けていることを発表した場合または支払を停止した場合。
- (d) ドイツの裁判所が発行会社に対する倒産手続を開始した場合。

本社債の期限の利益の喪失の宣言は、その宣言前に債務不履行事由が治癒した場合には、行うことができない。

### (2) 定足数

上記(1)(b)に規定する事由について本社債の期限の利益の喪失を宣言する通知は、当該通知の受領時点において、本社債権者に対して本社債権者の本社債の期限の利益の喪失を宣言させる権利を付与する前記(1)(a)、(c)または(d)に規定するいずれかの事由が発生していない限り、財務代理人が発行済の本社債の元本金額の10分の1以上の本社債権者から当該通知を受領した場合のみ有効となる。

### (3) 通知の様式

本社債の期限の利益の喪失を宣言する通知を含む前記(1)に基づく通知は、財務代理人に対し、宣言書を手交する方法または書留郵便で送付する方法により行うものとする。

## 11. 発行会社または支店の交替

### (1) 交替

以下に掲げる場合、発行会社（または以前に発行会社の地位を交替した会社）は、本社債の元本または利息の支払に不履行がない場合、本社債権者の承諾なくして、いつでも、本社債に基づき、または本社債に関連して発生する一切の債務につき、発行会社に代わり、他の会社（以下「承継債務者」という。）を主たる債務者として交替させることができる。

- (a) 承継債務者が、本社債に基づき、または本社債に関連して発生する支払債務を全額引き受ける場合。
- (b) 承継債務者が、必要なすべての認可を取得しており、かつ財務代理人に対し、本社債に基づき発生する債務の支払または交付を完了するために必要なすべての金額を所定の通貨建てにより送金することができる場合。
- (c) 発行会社が、撤回不能かつ無条件で、各本社債権者のため、本社債に関する承継債務者により支払われるべき全額の支払を保証する場合。

発行会社は、本社債権者に対して、後記「13. 通知」に従い通知することにより、本社債のために行為する支店を変更する権利を有するものとし、当該通知を行う前に変更が行われていない場合には、当該変更日を当該通知に明記するものとする。

### (2) 通知

発行会社または支店の交替についての通知は、後記「13. 通知」に従い公表される。

### (3) 記述の変更

当該交替の場合には、本社債要項中の発行会社に関する記述は、その時点以後、承継債務者を指し、発行会社の税務上の目的における住所国または居住国に関する記述は、その時点以後、承継債務者の税務上の目的における住所国または居住国を指すものとみなす。また、当該交替の場合、前記「10. 債務不履行事由 (1) 債務不履行事由」に掲げる(c)および(d)においては、前記「11. 発

行会社または支店の交替（1）「交替」における保証に基づき発行会社が保証人としての債務に関して、発承継債務者に関する記述に加えて、発行会社に関する記述が含まれるものとする。

## 12. 追加発行および買入れ

### (1) 追加発行

発行会社は、発行済の本社債とともに単一のシリーズを構成するように、随時、本社債権者および利札保有者の承諾なくして、あらゆる点において（または発行日、金額およびその利息の最初の支払の日ならびに／または発行価格を除くあらゆる点において）本社債と同一の条件を有する追加の社債を発行することができる。

### (2) 買入れおよび消却

発行会社は、随時、公開市場においてまたはその他の方法により、本社債を買入れることができる。発行会社が買入れた本社債は、発行会社の選択により、保有、転売または消却するために財務代理人に引き渡すことができる。

## 13. 通知

決済機関に対する通知

確定証券が発行されるまでの間、かつ本社債を表章する大券が一括して決済機関により保有されている限りにおいて、発行会社は、決済機関が本社債権者に対して連絡するため、本社債に関するすべての通知を決済機関に対して行うことができる。当該通知は、決済機関に対して行った通知の日付にて本社債の保有者に対してなされたものとみなされるものとする。

## 14. 1999年契約法（第三者の権利法）

本社債の条項を執行するため、1999年契約法（第三者の権利法）に基づく権利は、何人に対しても付与されない。ただし、この点については、同法とは別途存在し、または利用可能なあらゆる者のいずれの権利または救済手段につき影響を与えるものではない。

## 15. 社債権者集会

代理契約には、本社債、利札または代理契約の条項の変更に関する特別決議による承認を含め、本社債権者の利益に影響する事項につき検討するための社債権者集会の招集に関する規定がある。社債権者集会は、発行会社により、または該当する時点で発行済の本社債の元本金額の10%以上を保有する本社債権者の書面による請求があった場合に招集することができる。特別決議を可決するための社債券者集会の定足数は、該当する時点で発行済の本社債の元本額の50%以上を保有または代理する複数の者であり、延会となった社債権者集会の定足数は、保有され、または代理される本社債の元本額とは関係なく、本社債権者またはその代理人が複数いることである。ただし、本社債または利札に関する一定の条項の変更（①本社債の満期日もしくは本社債の利息の支払日の変更、②元本もしくは本社債に関して支払われるべき利率の減額もしくは消却、または③本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）が議案に含まれる社債権者集会において、定足数は、該当する時点において発行済の本社債の元本金額の4分の3以上を保有する複数の者であり、または延会となった場合には、該当する時点において発行済の本社債の元本金額の4分の1以上を保有する1名以上の者である。社債権者集会で可決された特別決議は、すべての本社債権者（当該社債権者集会に出席していたかどうかにかかわらず。）および利札保有者を拘束する。

財務代理人および発行会社は、本社債権者の承諾を得ずに以下の変更を行うことができる。

- (a) 本社債権者の利益を損なわない本社債、利札または代理契約の変更（上記のものを除く。）。
- (b) 本社債、利札または代理契約に関する形式上の点、重要性の低い点もしくは技術的な点についての変更または明白な誤謬もしくは実証された誤謬を訂正するため、もしくは法律上の強行規定を遵守するためになされる変更。

当該変更は、本社債権者または利札保有者を拘束するものであり、前記「13. 通知」に従い、変更後可及的速やかに本社債権者に通知される。

## 16. 準拠法および裁判管轄

### (1) 準拠法

約款捺印証書、本社債、利札およびこれらに基づき、またはこれらに関連して発生する一切の契約外債務については、英国法が適用され、同法に従って解釈される。

### (2) 裁判管轄

発行会社は、本社債権者および利札保有者のみの利益のために、英国裁判所が、本社債および利札に基づき、またはこれに関連して発生する一切の紛争（これに基づき、または関連して発生する契約外債務に関する紛争を含む。）を解決するための裁判管轄を有し、よって、本社債および利札に基づき、またはこれに関連して発生する一切の訴訟、裁判または手続（以下、総称して「裁判手続」という。）（これに基づき、またはこれに関連して発生する契約外債務に関わる紛争を含む。）は、当該裁判所に対して提訴されることができると合意している。

発行会社は、現在または将来において、当該裁判所における裁判手続の法廷地の指定に対する異議申立ておよび不便宜な裁判所において裁判手続が行われることに対する訴えを放棄し、さらに、当該裁判所に提起された当該裁判手続についての判決は、終局的かつ発行会社を拘束するものであり、他の一切の法域の裁判所において執行力を有することに撤回不能の形で合意する。

本項は、裁判管轄を有する他の裁判所において、発行会社に対する裁判手続（本社債および利札に基づき、またはこれに関連して発生する契約外債務に関わる裁判手続を含む。）を提起する権利を制限するものではなく、一または複数の法域における裁判手続を提起することが、同時か否かを問わず、他の法域における裁判手続を排除するものでもない。

### (3) その他の書類

発行会社は、約款捺印証書において、上記と実質的に類似の条件で、英国裁判所を管轄裁判所としている。

## リスク要因

発行会社は、以下に記載するリスク要因が本社債への投資に伴う主要なリスクを代表するものと考えているが、他の理由により、発行会社が利息、元本もしくは他の金額の支払をすることができなくなり、または本社債に基づき、もしくは関連する引渡義務を履行することができなくなる事態が発生することがあり、また、本社債に関連する市場リスクにとって重要な他の要因が存在することもある。

投資予定者は、投資判断を行う前に、本書に記載した詳細な情報に目を通し、自らの見通しを持つべきである。

本社債に関するリスク要因は、以下のように分類される。

- (1) 発行会社に関するリスク要因。
- (2) 本社債に関するリスク要因。かかるリスク要因には以下が含まれる。
  - (a) 本社債の一定の特徴に関するリスク要因。
  - (b) 社債一般に関するリスク要因。
  - (c) 市場一般に関するリスク要因。

本社債が償還されるまでの間、上記各項目に規定されるリスクは、異なる時点および異なる期間において、本社債に影響を及ぼす。本社債は、時間の経過とともに変動するリスクの性質を有している。投資予定者は、本社債のリスクの性質が自身の投資ポートフォリオ全般にどのように影響するか、さらに検討し理解するために、専門の金融アドバイザーによる助言を求めるべきである。

複数のリスク要因が、本社債に対して同時に影響を及ぼす可能性があり、それゆえ特定のリスク要因の影響について予測することができないことがある。さらに、複数のリスク要因が予測することができない複合的な影響をもたらすこともある。リスク要因の組合せが本社債の価格に及ぼす影響について、一切保証することはできない。

本社債が一または複数の参照項目（対象となる株式、指数、インフレーション率、為替、商品、ファンドの受益証券もしくは投資証券、信用リスクまたは他の項目のそれぞれをいう。）に連動する場合、本社債に対する投資は、当該参照項目の価値の潜在的な変動の方向、時期および規模ならびに／または当該参照項目の組み合わせもしくは計算方法を評価した後にのみ行われるべきである。これは、当該投資のリターンがとりわけ当該変動に依るためである。

本項において用いられ、別途定義されていない用語は、前記「本社債要項の概要」において定義されたところと同一の意義を有するものとする。

## **発行会社に関するリスク要因**

### **本社債に基づく債務を履行する発行会社の能力に影響する要因**

ドイツ銀行により発行される債務証券（証書を含む。）およびマネー・マーケット・ペーパーへの投資には、ドイツ銀行が当該証券の発行により生じた義務を関係する支払期日に履行することができないというリスクを伴う。

投資予定者は、リスクを評価するため、本書に定めるすべての情報を検討し、必要と判断する場合には自らの専門アドバイザーに相談すべきである。

発行会社が債務証券およびマネー・マーケット・ペーパーの発行により生じる義務を履行する能力に関連するリスクは、独立した格付機関により付与される信用格付を参照して記述されている。信用格付は、確立された信用調査手続に基づく債権者および／または債券発行者の支払能力または信用力を評価したものである。これらの格付および関連するリサーチは、発行者の義務を履行する能力についての詳細な情報を提供することにより、投資者が債券に関連する信用リスクを分析するのに役立つ。各自の等級により付与された格付が低ければ低いほど、各格付機関が評価した、義務が履行されないか、完全に履行されないか、かつ／または適時に履行されないリスクが高いことになる。格付は、発行される社債を購入し、売却し、または保有することを推奨するものではなく、格付を付与する格付機関によりいつでも停止され、格下げされ、または取り消される可能性がある。付与された格付の停止、格下げまたは取消しは、発行される社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、S&P、ムーディーズおよびフィッチ（以下「格付機関」と総称する。）から格付を取得している。

各格付機関は、欧州共同体（EC）において設立され、信用格付機関に関する2009年9月16日付欧州議会および理事会規則（EC） No 1060/2009（その後の改正を含む。）に登録されている。これらの格付機関は、上記規則に基づき、欧州証券市場監督局のホームページにおいて、同監督局が公表する信用格付機関のリストに含まれている。

本書の日付現在、格付機関により債務証券およびマネー・マーケット・ペーパーに割り当てられた格付は以下の通りである。

ムーディーズ      長期格付A2  
                         短期格付P-1  
見通し              安定的

ムーディーズの定義：

A2： Aの格付を付与された債務は、中級の上位で、信用リスクが低いと判断されている。ムーディーズによる長期格付は、最高の信用力および最低の信用リスクを反映する「Aaa」から、「Aa」、

「A」、「Baa」、「Ba」、「B」、「Caa」、「Ca」および最低の格付を付与された種類の債券であり、一般的には債務不履行となり、元本または利息の回収の可能性がほぼない「C」の範囲に渡っていくつかの категорияに分類される。ムーディーズは、「Aa」から「Caa」までのそれぞれの格付の大分類に調整記号の1、2および3の数字を付加している。調整記号の1は、格付の大分類の債務の最高位を示し、調整記号の2は、中間的順位を示し、調整記号の3は、格付の大分類の最低位を示す。

P-1： プライム1の格付を付与された発行体は、短期債務の返済能力が優れている。ムーディーズによる短期格付は、発行体の優れた短期債務の返済能力を反映する「P-1」から、「P-2」、「P-3」およびプライム格付カテゴリーに属さないことを反映する「NP」の範囲に渡っていくつかの категорияに分類される。

S&P 長期格付A+  
短期格付A-1  
見通し ネガティブ

S&Pの定義：

A+： S&Pは、Aの格付を、上位の格付の債務に比べ、環境および経済状況の変動からやや悪影響を受けやすいと定義している。しかし、債務に係る財務的コミットメントに対応する債務者としての能力は、依然として高い。S&Pによる長期格付は、最高の信用を反映する「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」、「C」および債務の支払不履行を反映する「D」の範囲に渡っていくつかの categoriaに分類される。「AA」から「CCC」の格付は、主要な格付カテゴリー内における相対的な位置づけを示すため、プラス (+) または (-) の記号を追記し、調整されることがある。

A-1： A-1の格付を付与された債務は、S&Pによる最上級の categoriaの格付を付与されている。債務に係る財務的コミットメントに対応する債務者としての能力は、高い。S&Pによる短期格付は、最高の信用力を反映する「A-1」から、「A-2」、「A-3」、「B」、「C」および債務の支払不履行を反映する「D」の範囲に渡っていくつかの categoriaに分類される。

フィッチ 長期格付A+  
短期格付F1+  
見通し 安定的

フィッチの定義：

A+： 「A」の格付は、デフォルト・リスクが低いと予想していることを示す。金銭債務の履行能力は高いと想定されるが、経営または経済環境の悪化がこの能力に及ぼす影響は、上位格付の場合より大きくなり得る。フィッチによる長期格付は、最高の信用を反映する「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」、「C」ならびに債務者が債務の全部または一部の支払不能となっていることを反映する「DDD」、「DD」および「D」の範囲に渡っていくつかの categoriaに分類される。主要な格付カテゴリー内における相対的な位置づけを示すため、プラス (+) または (-) の記号を追記されることがある。かかる付加記号は「AAA」の categoria、または「CCC」以下の categoriaには付記されない。

F1+： F1の格付は、財務的コミットメントの適時の支払能力が非常に高いことを示している。非常に高い信用特性を示すため、プラス (+) の記号が追記されることがある。フィッチによる短期格付は、最高の信用力を反映する「F1」から、「F2」、「F3」、「B」、「C」および支払不履行に実際に陥っているか、または切迫していることを示す「D」の範囲に渡っていくつかの categoriaに分類される。



## 本社債に関するリスク要因

発行会社は、以下に掲げる要因が、本社債要項に基づき発行される本社債に基づく債務を履行する発行会社の能力に影響することがあり、および／または本社債に関連する市場リスクを評価する目的において重要なものであると考えている。これらのすべての要因が発生するか否かは偶発的なものであり、発行会社は、当該偶発的な要因の発生の可能性につき見通しを表明する立場にはない。

### **本社債は、あらゆる投資者に適合した投資対象ではない**

本社債は、あらゆる投資者に適合した投資対象ではない。本社債の各投資予定者は、各自の状況を考慮して投資に適合性があるか、判断しなければならない。特に、本社債の各投資予定者は、以下に掲げることを満たすべきである。

- (a) 本社債、本社債への投資による利点・リスクおよび本書に含まれまたは本書が参照すべきものとしている情報の有意義な評価を行うために十分な知識と経験を有していること。
- (b) 本社債への投資および本社債が投資者の投資ポートフォリオ全般に対して及ぼす影響を、各自の財務状況に関連付けて評価するための適切な分析ツールを利用でき、かつかかる分析ツールの知識を有していること。
- (c) 本社債への一切の投資リスクに耐えることができる十分な財源および流動性を有していること。
- (d) 本社債の条件を完全に理解し、関連する指数および金融市場の動向を熟知していること。
- (e) 投資者による投資および適用あるリスクを負担する能力に対して影響を与える可能性のある経済、金利およびその他の要因について可能性のあるシナリオを（独自に、または財務アドバイザーの助言を得て）評価することができること。

## 利息および償還

以下のリスク要因は、本社債要項において詳述する利息および償還規定に関連する主なリスクを示している。

### 利息

#### **固定金利**

固定金利を生み出したまたは支払う本社債は、特定の利払日において固定利率による利息を支払い、または一定の条件が成就した場合において固定額の利息を支払うことができるものである。固定利付債券である本社債に投資する投資者は、市場金利が上昇し、投資者が受け取る固定額の利息が仮に変動利付の社債に投資していたとすれば受け取っていたはずの利息よりも少額となることがあるというリスクの影響を受ける。投資予定者が他の商品に投資することによってより高いリターンを達成することができると考えた場合には、固定利付債券である本社債の市場価額は減少することとなる。投資者が満期まで固定金利を生み出す本社債を保有している場合、満期日が近づくにつれ、市場金利の変動と価額の関連は薄くなる。

### 償還

本社債は、満期償還のこともあれば満期前に早期償還されることもある。

## 本社債の一定の特徴に関するリスク要因

### 本社債の利息額および／または償還金額は、計算式を参照して計算される

本社債の発行が支払われるべき利息および／または償還時において支払われるべき金額を計算する際の基礎として計算式を参照する場合、投資予定者は、当該計算式を確実に理解し、また必要な場合は、各自の財務アドバイザーから助言を得るべきである。

さらに、計算式の影響は、利息額および／または償還時において支払われるべき金額に関し複雑なものとなることがあり、一定の状況では当該金額の増減を生じることがある。

## 社債一般に関するリスク要因

以下の記載は、本社債一般に関する一定のリスクについての概略である。

### 変更および権利放棄

社債権者集会は、本社債権者一般の利益を検討するために本社債要項に従い招集されることがある。社債権者集会では、規定された本社債権者の過半数の決議により、社債権者集会に出席せず投票を行わなかった本社債権者および過半数に反する投票を行った一切の本社債権者を拘束することができる。

本社債要項には、財務代理人および発行会社が本社債権者の承諾を得ることなく、(a) 本社債権者の利益を損なわない本社債もしくは利札もしくは代理契約の変更（一部の一定の例外に従う。）または (b) 本社債もしくは利札もしくは代理契約に関する形式上の点、重要性の低い点もしくは技術的な点についての変更、明白な誤謬もしくは実証された誤謬を訂正するためになされる変更、もしくは法律の強行規定を遵守するためになされる変更について、合意できる旨が規定されている。

### EU貯蓄指令

貯蓄所得税に関するEC理事会指令2003/48/EC（以下「EU貯蓄指令」という。）に基づき、EU加盟国は、2005年7月1日から、他のEU加盟国の税務当局に対し、その域内の者から当該他のEU加盟国の個人居住者に対し支払われた利息（またはこれに類する所得）の支払の詳細を提供することが要求されている。ただし、EU貯蓄指令の移行期間中、オーストリアおよびルクセンブルグは、これに代わり、（移行期間中に他の方法を選択しない限り）かかる支払に関連する源泉徴収制度を運用することを求められている。移行期間は、他の一定の国々との間で情報交換に関する一定の協定を締結することができれば終了する。多くのEU非加盟の国および地域（スイスを含む。）は、同日から効力を生じる類似措置（スイスの場合には源泉徴収制度）の採用に同意している。

2004年1月26日付の立法規制により、ドイツ連邦政府は、EU貯蓄指令をドイツ法として施行する条項を制定した。同条項は2005年7月1日から適用されている。

欧州委員会は、（実施された場合には）上記要件の範囲を変更または拡大する可能性のあるEU貯蓄指令の一部改正を提案している。

源泉徴収制度を選択する加盟国を通じて支払が行われまたは支払回収がなされ、税額または税金に関わる金額がかかる支払から控除された場合、発行会社もいずれの支払代理人またはその他の者のいずれも、かかる源泉徴収税が賦課された結果、いかなる金融商品についても追加額を支払う義務はない。本社債の税務に関する追加情報は、後記「課税上の取扱い - 1. ドイツにおける課税」を参照のこと。

### 税務

本社債の購入または売却を予定する者は、本社債の譲渡先の国の法律または慣習に従い、印紙税またはその他の文書手数料を支払わなければならないことがあることを認識すべきである。

自己の税務ポジションにつき確信を持つことができない購入予定者は、自身の独立した税務顧問に相談すべきである。また、購入予定者は、該当する税務当局による税務規定およびその適用が随時変更されることを認識すべきである。それゆえに、いずれの任意の時点においても適用される税務措置については、正確に予想することはできない。

### 本社債に関して税金分の上乗せは行われない

発行会社は、本社債に関し支払額の上乗せを行う義務はなく、発行会社には、本社債の所有、譲渡、支払のための呈示もしくは引渡しまたは強制執行の結果として、生じる可能性がある公租公課、源泉徴収またはその他の支払について責任を負うことなく、その他支払を行う義務はない。発行会社による一切の支払は、支払、源泉徴収または控除が求められる公租公課、源泉徴収またはその他の支払が課せられた上で、行われるものである。

### 米国の外国口座税務コンプライアンス法

発行会社および本社債に関する支払に用いられる米国外の金融機関は、(a) 2012年12月31日より後に発行され、または同日から実質的に修正される米国連邦税法上債務として取扱われる本社債および(b) (発行時期にかかわらず) 米国の内国歳入法典の1471条から1474条まで(以下「FATCA」という。) またはFATCAに対する政府間の取り組みを施行する法律に基づき米国連邦税法上持分として取扱われる本社債につき、2016年12月31日より後に行う支払のすべてまたは一部に対して、30%の米国税の源泉徴収を行うことが求められることがある。この点について、(a) 発行会社が、米国内国歳入庁(以下「IRS」という。) との間で契約書を締結し、これを遵守して口座保有者に関する一定の情報を提供する外国金融機関(以下「FFI」という。)(FATCAに定義される。) であり(かかる発行会社を、以下「参加FFI」とする。)、(b) 発行会社がプラスの「パススルー比率」(FATCAに基づき算定される。) を有し、かつ(c) ①投資者が米国人であるか、もしくは別途当該参加FFIの「米国内口座」を保有しているとみなされるかどうかを関連する参加FFIが判断するために十分な情報の提供を投資者が行わず、または②投資者であるか、もしくは本社債に関する支払に用いられるFFIが参加FFIではない場合に、かかる源泉徴収税が賦課される可能性がある。

本社債に関して支払われた利息、元本または他の金額に対するFATCAの適用は、明確ではない。仮に米国源泉徴収税に関わる金額が本社債に関する利息、元本または他の支払から控除または源泉徴収される場合であっても、発行会社、いずれかの支払代理人または他の者は、本社債の条項に従い、かかる税金の控除または源泉徴収のために追加金額を支払う義務を負わない。その結果、FATCAが現在IRSにより提案されているとおりに実施される場合には、投資者は、予想よりも少ない利息または元本を受領することがある。本社債権者は、本社債に基づき各自が受領する支払金に対して、かかる規則がどのように適用されるかについて、自身の税務顧問に相談すべきである。

FATCAは特に複雑であり、その適用は現時点において不明確である。上記の記述は、変更される可能性がある規則案および公式ガイダンス案に一部基づいている。2012年12月31日以後に発行される社債(または発行時期にかかわらず、米国連邦税法上持分として取扱われる社債) に対するFATCAの適用については、該当する場合には、当該社債の社債要項において記載される。

### 早期償還解消費用

投資予定者は、本社債の早期償還金額には、早期償還解消費用に関する控除が含まれることについて、留意すべきである。早期償還解消費用の金額は、計算代理人により決定され、本社債の償還およびヘッジ取引または関連する取引ポジションの終了、決済または再建玉に関して発行会社が負担した一切の経費、費用(資金調達の損失を含む。)、公租公課の総額(重複はしないものとする。) に相当する金額である。

## ヘッジ

通常の業務（マーケットメイク取引に関連するものを含むがこれに限られない。）において、発行会社および／またはその関連会社は、自己の計算または顧客の計算で取引を執行し、参照項目または関連するデリバティブのロング・ポジションまたはショート・ポジションを保有することができる。また、本社債の発行に関連して、発行会社および／またはその関連会社は、参照項目または関連するデリバティブに関する一または複数のヘッジ取引を締結することができる。かかるヘッジ取引またはマーケットメイク取引に関連して、または発行会社および／もしくはその関連会社による自己取引もしくはその他の取引活動に関連して、発行会社および／またはその関連会社は、本社債の市場価格、流動性または評価額に影響を及ぼし、かつ本社債権者の利益を損なうことがある参照項目または関連するデリバティブに関する取引を締結することができる。

## 利益相反

計算代理人は発行会社の関連会社であるため、計算代理人と本社債権者との間には、利益相反が生じることがあり、これには、本社債の償還時の受取金額に影響を与えることがある、計算代理人が本社債に従い実施する一定の決定および判断が含まれる。

発行会社は、本書の日付現在またはそれ以後、本社債に関して重要な、または重要となり得る、本社債権者が一般に入手可能かどうかを問わない参照項目に関する情報を保有することがある。発行会社には、当該情報を本社債権者に対して開示する義務はない。

発行会社および／またはその関連会社は、現在または将来、参照項目に関して取引関係（貸付け、保管、リスク・マネジメント、助言および銀行取引を含むが、これらに限られない。）を有することがあり、本社債権者への影響を考慮することなく、かかる取引関係に関して、自己の利益を守るために必要または適切とみなす行為および措置を行う予定である。

## 市場一般に関わるリスク要因

以下の記載は、一定の市場リスクについての概略である。

### 流通市場全般

本社債は、発行時に取引市場を設定しておらず、またそれが展開されることも一切ない。取引市場が発展した場合でも、かかる市場は流動性が低いものである。それゆえ、投資者は、保有する本社債を容易に売却し、または発展した流通市場を有する類似の投資対象に相当する利回りを提供することができる価格にて売却することができないことがある。これは、特に、金利、通貨または市場リスクに敏感である社債、特定の投資目的もしくは戦略のために設計されている社債または限定された種類の投資者の投資要請を満たす仕組みが設けられた社債についてあてはまるものである。かかる種類の社債には、通常、一層限定された流通市場しか存在せず、伝統的な債務証券よりも価格のボラティリティが大きいものとなる。流動性に欠けることが本社債の市場価格に非常に重大な悪影響を与えることがある。

### 市場価格リスク

本社債の市場価格は、金利水準の変動、中央銀行の政策、経済全般の動向、インフレーション率または関連する種類の社債の需給といった様々な要因により左右される。本社債の市場価格はまた、発行会社の信用スプレッド、つまり発行会社の債務の利回りと同様の満期を有する国債利回りまたはスワップ・レートとの差が拡大することにより、悪影響を受けることもある。発行会社の信用スプレッドは、主にその予想信用力に基づいており、さらに当該本社債に対する需給とともに、一般的な市況等の他の要因にも影響される。

## 為替リスクおよび為替管理

発行会社は、指定通貨により本社債の元本および利息を支払う。これにより、投資者の財務活動が主に指定通貨以外の通貨または通貨単位（以下「投資者通貨」という。）により行われている場合、外国為替に関して、一定のリスクを伴うことになる。これには、為替相場が著しく変動するリスク（指定通貨の切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動を含む。）および投資者通貨の管轄当局が為替管理を行いまたはこれを変更するリスクが含まれる。投資者通貨の価値が指定通貨に対して上昇した場合、

(a) 投資者通貨に相当する本社債の利回り、(b) 投資者通貨に相当する本社債について支払われるべき元本の価値および(c) 投資者通貨に相当する本社債の市場価値が減少することになる。

政府および通貨当局は、（過去にいくつかの政府および通貨当局が行ったように）適用ある為替相場に悪影響を及ぼす可能性のある為替管理を課すことがある。その結果、投資者は、予定よりも少ない利息もしくは元本を受領することがあり、または利息もしくは元本を全く受領することができないことがある。

さらに指定通貨が流動性に欠け、および／または指定通貨の管轄当局によって課される交換制限および為替管理を含む通貨規制の対象となるリスクがある。

このような為替リスクは、通常、経済的および政治的事象ならびに関連する通貨の需給といった発行会社および本社債権者が制御することができない要因に左右される。近年、一定の通貨の為替相場は非常にボラティリティが上昇しており、このような高いボラティリティは、今後も継続するものと予想される。しかしながら、過去に特定の為替相場の変動が発生したことは、必然的に本社債の存続期間中に相場の変動が起きることを示唆するものではない。

## 適法な投資を考慮する場合、一定の投資が制限されることがある

一部の投資者による投資活動は、投資に関する法令または当局の検査もしくは規制の対象である。各投資予定者は、(a) 本社債が各自にとって適法な投資であるか、(b) 本社債が様々な種類の借入れに対する担保として利用可能であるか、および(c) その他の規制が本社債の買付けまたは質入れに適用されるか、ならびにこれらの範囲についてそれぞれ判断するため、各自の法律顧問に相談すべきである。また、金融機関は、適用あるリスクベースの自己資本比率または類似の規制に基づき、本社債の適切な取扱いを判断するために、自身の法律顧問または適切な規制当局に相談すべきである。

## 課税上の取扱い

本社債の購入予定者は、本社債の買付け、所有および処分 of 税務上の取扱いについて、各自の税務顧問に相談することが望ましい。

## 総括的な税務情報

以下で提供する情報は、現在入手可能な税法および税務実務の完全な要約として企図されたものではない。そのため、本社債の購入予定者は、本社債に関する取引の税務上の取扱いについて各自の税務顧問に相談することが望ましい。

本社債の購入者および／または売却者は、本社債の発行価格または（発行価格と異なる場合には）購入価格に加え、税務上の目的において住所を有する国または住所を有しているとみなされる国の法律および行政実務に従い、印紙税または他の賦課金の支払が必要となる。

本社債に関する取引（購入、譲渡または償還を含む。）、本社債に基づき支払われる利息の発生または受領および本社債の所有者の死亡により、特に購入予定者の税務上の地位によって決定される税効果が発生することがあり、これらは、印紙税、印紙税準備税、所得税、法人税、キャピタルゲイン税および相続税に関係することがある。

## 1. ドイツにおける課税

### 非居住者

経過利息を含む利息およびキャピタルゲインは、ドイツでは課税対象とされていないが、(a) 本社債が、本社債権者がドイツにおいて保有する恒久的施設（恒久的駐在員事務所を含む。）または固定基盤の事業財産を構成するものである場合または (b) 所得がその他の理由によりドイツを源泉とする所得となる場合はこの限りでない。(a) および (b) の場合には、ドイツの居住者と同様の税制が適用される。

ドイツの非居住者は、通常、利息に対するドイツの源泉徴収税および連帯加算税を免除される。しかし、前段落の規定により利息についてドイツの税金が課され、かつ本社債が払出代理人の保管口座で保管される場合には、一定の状況において源泉税が徴収されることがある。本社債が払出代理人の保管口座で保管されず、かつ利息または本社債もしくは利息を付した利札の売却、譲渡もしくは償還による手取金が払出代理人により非居住者に支払われる場合には、通常、源泉税の適用がある。源泉税は、税務申告により、または適用のある租税条約に基づき還付されることがある。

### その他の税金

本社債の発行、交付または履行に関連し、ドイツにおいて印紙税、発行税、登録税等の税金は支払われない。現在、ドイツにおいて純資産税は、徴収されていない。

### EU貯蓄課税指令

貯蓄所得税に関するEC理事会指令2003/48/ECに基づき、EU加盟国は、2005年7月1日から、他のEU加盟国の税務当局に対し、その域内の者から当該他のEU加盟国の個人居住者に対しまたは当該他のEU加盟国において設立された一定の限定された類型の団体に支払われた利息（またはこれに類する所得）の支払の詳細を提供する必要がある。ただし、同指令の移行期間中、オーストリアおよびルクセンブルグは、これに代わり、（移行期間中に他の方法を選択しない限り）かかる支払に関連する源泉徴収制度を運用する必要がある（移行期間は、他の一定の国々との間で情報交換に関する一定の協定を締結することができれば終了する。）。多くのEU非加盟の国および地域（スイスを含む。）は、同日から効力を生じる類似措置（スイスの場合には源泉徴収制度）の採用に同意している。

欧州委員会は、施行された場合に上記の要件の範囲を変更または拡大する指令の一定の改正を提案している。

2004年1月26日付の立法規制により、ドイツ連邦政府は、同指令を国内法化して施行する条項を制定した。同条項は2005年7月1日から適用されている。

本社債要項に基づき発行会社がEU貯蓄課税指令により課される源泉徴収税について追加額を支払わない旨個人である本社債権者は留意すべきである。

## 2. 連合王国における課税

以下の情報は、連合王国において現在施行されている税法および税務実務を完全に要約することを意図したものではない。以下の事項は、本社債の実質所有者である者に対してのみ適用されるものであり、連合王国の税制の一部に関する現行法令および公表されている税務実務に関する発行会社の理解の概要である。一定の事項は、特則が適用されることがある種類の者（ディーラーおよび発行会社の関係者等）には適用されない。本社債権者となることを予定している者で、自己の税務上の地位に疑念を抱く者または連合王国以外の法域で課税される者は、自ら専門家の助言を求めるべきである。

### ドイツ銀行ロンドン支店が発行した本社債に対する利息の支払

発行会社のロンドン支店によって発行された本社債の利息の支払の場合。

(a) 発行会社が2007年法人所得税法（以下「法人所得税法」という。）第991条の意味における銀行として存続し、本社債に対する利息を法人所得税法第878条の意味における通常業務の中で支払

う場合、発行会社は、連合王国の所得税の源泉徴収または控除がされることなく利息の支払を行うことができる。

- (b) 本社債が法人所得税法第1005条に定義される「認可証券取引所」に継続して上場している場合、本社債の利払は、連合王国の所得税の控除または源泉徴収されることなく支払われることがある。ルクセンブルグ証券取引所は、認可証券取引所である。連合王国の歳入関税庁の解釈によれば、本社債は、ルクセンブルグの管轄当局により上場し、ルクセンブルグ証券取引所での取引を認められている場合には、かかる要件を満たしていることになる。よって、本社債が上場を続けている場合、本社債の利息は、発行会社が英国で銀行業務を行っているかどうか、利息がその通常業務の中で支払われたかどうかにかかわらず、連合王国の租税の源泉徴収または控除を行わずに支払われる。
- (c) 本社債に対する利息が一会社によって支払われ、かつ、かかる支払時に、発行会社（および本社債の利息の支払者または支払の仲介者）が実質的な所有者にかかる利払について連合王国の法人税の課税対象であると合理的に判断した場合、本社債の利息は、連合王国の租税の源泉徴収または控除を行わずに支払われることがある。ただし、歳入関税庁が（かかる支払時に当該利払につき上記免除が利用できない可能性が高いと判断するために十分な理由がある状況において）利息を税額控除して支払うべきであるという指示を与えていない場合に限られる。
- (d) 本社債の満期が365日よりも少なく、かつ、本社債が364日を上回る期間において未払のままであることを予定した借入れ仕組みまたは取決めを構成するものではない場合、本社債の利息は、連合王国税の源泉徴収または控除をせずに支払われることがある。歳入関税庁は「Possible changes to income tax rules on interest」と題する2012年3月27日付諮問文書を発行しており、同文書において、連合王国政府は、連合王国の課税のためにまたはその勘定で源泉徴収または控除する義務のかかる免除を無効とすることについての見解を導入している。

その他の場合、本社債の利息の支払から、基本税率（2012年4月13日現在は20%）で連合王国の所得税の源泉徴収を行わなければならない。ただし、ある本社債権者に関連して、適用ある租税条約が源泉税の軽減税率（または源泉徴収を行わないこと）を定めている場合、歳入関税庁は、発行会社に対して、当該本社債権者に対し税額控除を行わずに（または関連する租税条約に定められた税率での控除を行って）利息を支払う旨の通知を發出することができる。

### 連合王国の情報収集権限

本社債権者は、歳入関税庁が本社債権者のために本社債利息の支払もしくは入金を行う連合王国に所在する者から、または本社債権者のために利息を受領する連合王国に所在する者から、一定の状況において、（利息の実質所有者の氏名および住所を含む）情報を入手する権能を有していることに留意すべきである。歳入関税庁はまた、2005年所得税法（取引等による所得）に規定する大幅に割り引かれた債券に該当する本社債の償還時における支払額を支払う連合王国に所在する者から、または他の者のため当該支払額を受領する連合王国に所在する者から、一定の場合に、情報を入手する権限を有している。ただし、歳入関税庁は、かかる支払額が2010年4月5日以前に支払われた場合、大幅に割り引かれた債券の償還時における支払額に関する情報入手請求権を行使しない旨を示唆する実務対応を発表した。当該情報には、償還時における支払額の実質所有者の氏名および住所が含まれることがある。一定の状況において、歳入関税庁は、入手した情報を本社債権者が税務上の目的において居住者である法域の税務当局との間で交換することができる。

### 3. ルクセンブルグにおける課税

以下の要約は、一般的事項であり、ルクセンブルグで現在有効な法律に基づいてはいるものの、法律上または税務上の助言となることを意図しておらず、また、かかる助言と解釈してはならない。本項に含まれる情報はルクセンブルグの源泉徴収税に関する問題に限られており、したがって、本社債への投

資予定者は、自らが服する国、地域または外国の法律（ルクセンブルグの税法を含む。）の影響について各自の専門的アドバイザーに相談すべきである。

## 本社債の保有者の課税

### 源泉徴収税（本社債の非居住保有者）

現在有効なルクセンブルグの一般的な税法および以下に記載の2005年6月21日法（以下「2005年6月法」という。）に従い、本社債の非居住保有者については、元本、差益または利息の支払に源泉税は存在せず、本社債の未払の経過利息についても源泉徴収税は課されず、また、本社債の非居住保有者に保有される本社債の償還または買入れ時に支払われるべきルクセンブルグの源泉税も存在しない。

これにより、利息支払の形式による貯蓄収入に対する課税に関する2003年6月3日付の理事会通達2003/48/ECが施行され、ルクセンブルグおよびEU加盟国の特定の旧植民地および海外領土（以下「領土」という。）との間で調印した条約が批准された2005年6月法に基づき、ルクセンブルグに設立された支払代理人により行われ、または供与された実質的所有者である個人もしくは居住団体（2005年6月法により定義され、ルクセンブルグ以外のEU加盟国もしくは領土の居住者もしくはかかる地域で設立された者をいう。）に対して、もしくはその直接的な利益のために行われる利息または同様の収益の支払は、源泉税の対象となる。ただし、関連する受領者が関連する支払代理人に対して、関連する利息または同様の収益の支払の内容を自らの居住地もしくは設立地の国の財務当局に対して提供する旨の適切な指示を行っている場合および（実質的所有者の個人の場合には）関連する支払代理人に対して、自らの居住国の財務当局が発行した納税証明書が必要となる形式にて提供している場合はこの限りでない。ルクセンブルグの支払代理人が税の源泉徴収についての責任を負う。2005年6月法に従い発生する本社債に基づく利息の支払は、35%の源泉税の対象となる。

### 所得税（本社債の非居住保有者）

本社債の非居住の法人保有者または非居住の個人保有者が専門事業または業務の遂行に際し、当該本社債が帰属すべきルクセンブルグにおける恒久的施設または恒久的な代理人を有する場合、その者は、本社債に基づく経過利息もしくは受取利息、償還差益または発行時割引および本社債の売却または処分時（その形態を問わない。）に実現した利益に対して、ルクセンブルグの所得税の対象となる。

### 富裕税

本社債の法人保有者は、税務上の目的においてルクセンブルグの居住者である場合、または居住者でない場合において本社債が帰属するルクセンブルグに恒久的施設もしくは恒久的な代理人を有する場合のいずれかの場合には、本社債に対しルクセンブルグ富裕税の対象となる。ただし、本社債権者が家産管理会社に関する2007年5月11日の法律、または投資信託に関する2010年12月17日の法律または特定投資信託に関する2007年2月13日の法律（その後の改正を含む。）に準拠する場合、または証券化に関する2004年3月22日の法律に準拠する証券化会社である場合、ベンチャーキャピタルに関する2004年6月15日の法律（その後の改正を含む。）に準拠する資本会社である場合は除かれる。

本社債の個人保有者については、ルクセンブルグの居住者であるかどうかを問わず、本社債に対するルクセンブルグの富裕税の対象とはならない。

### その他の税金

本社債の発行または譲渡について、ルクセンブルグの印紙税、付加価値税、発行税、登録税、譲渡税または同様の公租公課は生じない。

本社債権者が、死亡時に、税務上ルクセンブルグの居住者である場合には、本社債は、納税申告の目的上、相続税課税対象に含まれる。



ルクセンブルグの証書により設定され、ルクセンブルグに登録されている場合には、本社債の贈与または寄付に対しては贈与税が課される。

#### 4. 日本における租税

本社債に投資しようとする投資者は、各投資者の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の租税に関する現行法令（以下「現行法令」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられる。仮に現行法令上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利子は、現行法令の定めるところにより、一般的に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利子は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、現行法令上20%（15%の国税と5%の地方税）の源泉所得税を課される（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）の税率となる。）。居住者においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利子は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は非課税になる。内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

本社債の満期償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額は、明確な規定はないため疑義無しとはしないが、償還差益（不足する場合は、償還差損）として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われた場合は、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっており、現行法令上の最高税率は50%（40%の国税と10%の地方税）である（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは50.84%（40.84%の国税と10%の地方税）の最高税率となる。）。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。さらに、上記差益のうち、償還金額と額面金額の差額部分について利子所得とする見解もある。償還差損については、日本国の居住者に帰属する場合、明文の規定はないが、課税所得の計算上考慮されないもの（家事上の損失）として取扱うのが相当であるという国税庁の職員の見解が示されている。また、償還差損が日本国の内国法人に帰属する場合は、当該償還差損は日本国の所得に関する租税の課税対象となる所得から差し引かれる。

本社債に関わる利子および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

### 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2011年度）（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）  
平成24年6月28日 関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成24年9月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成24年8月15日に関東財務局長に提出

#### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

#### 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

#### 6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

#### 7【訂正報告書】

1記載の有価証券報告書について有価証券報告書の訂正報告書を平成24年6月28日および平成24年7月2日に、いずれも関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

(1) 前記「第1 参照書類、1 有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書（前記「第1 参照書類、7 訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。以下同じ。）（以下、本「参照書類の補完情報」において「有価証券報告書等」という。）の提出後、本発行登録追補書類提出日（平成24年9月7日）現在、有価証券報告書等の「事業等のリスク」に記載された事項について、重大な変更は生じていない。

(2) 有価証券報告書等には将来に関する記述（有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合は、当該更新、修正、訂正または置換えられた記述）が含まれているが、本発行登録追補書類においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本発行登録追補書類提出日（平成24年9月7日）現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本発行登録追補書類における将来に関する記述は、本発行登録追補書類提出日（平成24年9月7日）現在において判断した事項である。

なお、有価証券報告書等、有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本発行登録追補書類における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 ドイツ銀行

代表者の役職氏名

マネージング・ディレクター グローバル債券市場部長

ジョナサン・ブレイク

ディレクター 欧州市場部長

マルコ・ツイーマン

1. 当社は、1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社は、本邦において発行登録書の提出日(平成22年9月30日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成19年9月25日(発行日)の募集)

ドイツ銀行 AG ロンドン支店第2回変動利付円貨社債(2007)

券面総額又は振替社債の総額 600億円

## 有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

2012年7月31日

### ドイツ銀行 AG、2012 年第 2 四半期に 6 億 6,100 万ユーロの純利益を計上、コア Tier 1 自己資本比率は 10.2%

- 税引前利益 (IBIT) は 9 億 6,000 万ユーロを計上
- 純収益は 80 億ユーロを計上
- コア Tier 1 自己資本比率は 10.2%
- 税引前平均アクティブ資本利益率は 6.8%
- コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) : 税引前利益は、取引高の低下にともない意図的にリスクの水準を抑えたことによる減収の結果、3 億 5,700 万ユーロを計上
- グローバル・トランザクション・バンキング (GTB) : 税引前利益は、低金利環境にもかかわらず引き続き業務が好調であったことを反映して、3 億 900 万ユーロを計上
- 個人顧客および中堅企業 (PBC) : 税引前利益は、クレジット商品および預金の取扱高増加が、ポストバンクの投資ポートフォリオの減少による減収により相殺され、3 億 9,800 万ユーロを計上
- 資産運用およびウェルス・マネージメント (AWM) : 税引前利益は、収益に対する相場環境の悪化の影響および営業関連以外の費用の増加により、3,500 万ユーロを計上。プライベート・ウェルス・マネージメントにおける好調な資金流入は、資産運用における資金流出により相殺

ドイツ銀行 AG (銘柄コード XETRA : DBKGn.DE/NYSE : DB) は、本日、2012 年第 2 四半期の業績を発表しました。2012 年第 2 四半期の純利益は、2011 年同四半期の 12 億ユーロに対し、6 億 6,100 万ユーロとなりました。希薄化後 1 株当たり利益は、2011 年同四半期の 1.24 ユーロに対し、0.68 ユーロとなりました。税引前平均アクティブ資本利益率は、2011 年同四半期の 13.9%に対し、6.8%となりました。

取締役会およびグループ経営執行委員会共同会長のユルゲン・フィッチェンおよびアンシュー・ジェインは、次のように述べています。「2012 年第 2 四半期における当行の業績は、ボラティリティの高い市場環境の影響を受けました。欧州ソブリン債務危機は、引き続き投資家からの信頼や顧客活動に影響を及ぼしています。2012 年第 2 四半期末時点のコア Tier 1 自己資本比率は、欧州銀行監督機構 (EBA) が 2012 年 6 月を期限として設定している 9%の基準を大きく上回る 10.2%となりました。」

## グループ業績

ドイツ銀行グループの2012年第2四半期の純収益は、外国為替相場の推移がプラスに作用したものの、2011年同四半期の85億ユーロから6%減少し、80億ユーロとなりました。コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) の収益は、2011年同四半期の40億ユーロから4億5,100万ユーロ、率にして11%減少し、35億ユーロとなりました。この減収の主な要因としては、取引高の低下にともない意図的にリスクの水準を抑えたことによる債券およびその他の商品のセールス／トレーディングの減収、現在の市場環境に起因する株式オリジネーションの減収、2011年同四半期には多くの新規株式公開 (IPO) があったことが挙げられます。個人顧客および中堅企業 (PBC) の収益は、2011年同四半期の26億ユーロから1億3,800万ユーロ、率にして5%減少し、24億ユーロとなりました。この減収は、主にポストバンクの減収に起因していますが、これは2011年同四半期に生じたプラスの影響が2012年第2四半期にはなかったことや現状の低金利環境によるものです。これらの影響は、2011年同四半期にギリシャ国債の減損が計上されていたことにより一部相殺されました。相場環境の全般的な低迷や市場ボラティリティの高まりにより、個人顧客の投資意欲が引き続き低迷したことを受けて、アドバイザー／ブローカレッジの収益は減少しました。資産運用およびウェルス・マネージメント (AWM) の収益は、2011年にはサル・オープンハイムの再編による多大なプラスの影響があったことや、相場環境の悪化により資産運用 (AM) における資産流入が減少したことを受けて、2011年同四半期から8,500万ユーロ、率にして9%減少し、8億9,100万ユーロとなりました。これらの減収を一部相殺するものとして、グローバル・トランザクション・バンキング (GTB) の収益は、低金利環境にもかかわらず引き続き業務が好調であったことを反映して、2011年同四半期から8,700万ユーロ、率にして10%増加し、9億7,200万ユーロを計上しました。

信用リスク引当金繰入額は、2011年同四半期の4億6,400万ユーロから10%減少し、4億1,900万ユーロとなりました。この減少は、主にポストバンクにおける信用リスク引当金繰入額の減少に起因するものですが、グローバル・トランザクション・バンキングおよびコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズにおける信用リスク引当金繰入額の増加により若干相殺されました。

2012年第2四半期の利息以外の費用は、2011年同四半期から3億4,500万ユーロ増加し、66億ユーロとなりました。報酬関連費用および一般管理費は、外国為替相場の推移によりマイナスの影響を受けました。報酬関連費用は、2011年同四半期とほぼ同水準となりました。業績連動報酬費用の減少は、退職金費用の増加、過去の年度からの繰延報酬費用の増加および支払給与の増加により相殺されました。一般管理費の3億9,900万ユーロの増加には、外国為替相場の推移の影響ならびに訴訟関連費用、営業関連損失、IT関連費用および専門家サービス報酬の増加の影響が含まれています。

2012年第2四半期の税引前利益は、2011年同四半期の18億ユーロから、8億1,800万ユーロ、率にして46%減少し、9億6,000万ユーロとなりました。この減少は、より厳しい市場環境による前述の減収と一般管理費の増加を反映したものです。

2012年第2四半期の純利益は、2011年同四半期の12億ユーロに対し、6億6,100万ユーロとなりました。法人所得税費用は、2011年同四半期の5億4,500万ユーロに対し、2億9,900万ユーロでした。実効税率は、2011年同四半期と同水準の31%となりました。

## 自己資本、資金調達および流動性

当行の**コア Tier 1 自己資本比率**は、2012 年第 1 四半期末の 10.0%から増加し、2012 年第 2 四半期末には 10.2%となりました。この増加の主な要因としては、6 億 5,000 万ユーロのドイツ銀行株主に帰属する純利益が挙げられますが、これは配当金の発生および 3 億 3,800 万ユーロに上るポストバンクとの経営支配および損益移転契約の締結の影響により一部相殺されました。リスク・ウェイトド・アセットは、2012 年第 1 四半期末の 3,680 億ユーロから増加し、2012 年第 2 四半期末には 3,730 億ユーロとなりました。純額で 42 億ユーロとなるこの増加は、主に外国為替の影響によるものですが、その一部は信用リスクの減少により相殺されました。

当行は、2012 年の年間**資金調達**計画 150 億ユーロのうち、7 月中旬時点で既に 130 億ユーロの調達を完了しており、その平均スプレッドは LIBOR+73 ベーシスポイントでした。当行は、ファンドブリーフの債券発行プログラムの利用を拡大し、2012 年第 2 四半期に、ミッド・スワップ+12 ベーシスポイントのスプレッドで、5 億ユーロのファンドブリーフ債を発行しました。

**流動性準備金**は、引き続き高水準を維持し、2,000 億ユーロを上回っています。その構成にも特に変化はなく、60%超が現金および現金同等物となっています。

**総資産**は、2012 年第 1 四半期末の 2 兆 1,000 億ユーロから 7%増加し、2012 年第 2 四半期末には 2 兆 2,000 億ユーロとなりました。デリバティブおよびその他一定の資産のネットイングを反映した調整後のベースでは、2012 年第 1 四半期末から 400 億ユーロ、率にして 3%増加し、1 兆 2,960 億ユーロとなりました。当行の定義によるレバレッジレシオ（負債比率）は、2012 年第 1 四半期末の 21 倍から若干増加し、22 倍となりました。

## 部門別業績

単位：	純収益			利息以外の費用			税引前利益		
	2012 年	2011 年	増減	2012 年	2011 年	増減	2012 年	2011 年	増減
	第 2 四半期	第 2 四半期		第 2 四半期	第 2 四半期		第 2 四半期	第 2 四半期	
百万ユーロ									
CB&S	3,526	3,977	-11%	-3,054	-2,907	5%	357	969	-63%
GTB	972	886	10%	-616	-549	12%	309	306	1%
AWM	891	976	-9%	-843	-737	14%	35	227	-85%
PBC	2,425	2,563	-5%	-1,771	-1,736	2%	398	458	-13%
CI	262	194	35%	-330	-329	0%	-70	-139	-50%
C&A	-55	-56	-1%	-29	-41	-29%	-69	-43	61%
ドイツ銀行 グループ	<b>8,022</b>	<b>8,540</b>	<b>-6%</b>	<b>-6,643</b>	<b>-6,298</b>	<b>5%</b>	<b>960</b>	<b>1,778</b>	<b>-46%</b>

## コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S)

CB&S の 2012 年第 2 四半期の**純収益**は、2011 年同四半期から 11%減少し、35 億ユーロとなりました。2012 年第 2 四半期の債券およびその他商品のセールス/トレーディングは、1 億 7,200 万ユーロ、率にして 7%減少し、22 億ユーロとなりました。株式セールス/トレーディングからの 2012 年第 2 四半期の純収益は、2011 年同四半期とほぼ同水準の 5 億 4,600 万ユーロを計上しました。オリジネーションとアドバイザーの 2012 年第 2 四半期の純収益は、金融業界全体の取引高と手数料プールの減少を反映し、2011 年同四半期から 2 億 500 万ユーロ、率にして 29%減少し、5 億 900 万ユーロとなりました。貸出しからの 2012 年第 2 四半期の収益は、2011 年同四半期から 1,900 万ユーロ増加し、3 億 300 万ユーロを計上しました。その他商品からの 2012 年第 2 四半期の純収益は、2011 年同四半期から 8,300 万ユーロ減少し、800 万ユーロの損失となりました。こ

の減少の要因としては、アビーライフにおける保険契約者による保険金請求に備えた投資における評価損（利息以外の費用において相殺）が挙げられます。

CB&S の信用リスク引当金繰入額は、2011 年第 2 四半期の 9,600 万ユーロ（純額）に対し、2012 年同四半期には 1 億 1,200 万ユーロ（純額）を計上しました。

2012 年第 2 四半期の利息以外の費用は、2011 年同四半期から 1 億 4,700 万ユーロ、率にして 5% 増加し、31 億ユーロとなりました。この増加の主な要因としては、外国為替相場が不利に推移したことや、訴訟費用および営業関連費用（業績の低迷を受けた報酬費用の減少により一部相殺）が増加したこと、また前述のアビーライフによる影響を受けたことが挙げられます。

## グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）

GTB の 2012 年第 2 四半期の純収益は、2011 年同四半期から 8,700 万ユーロ、率にして 10% 増加し、9 億 7,200 万ユーロとなりました。この増収は、低金利環境が継続する中であって、顧客取引高および残高が増加したことを受けて手数料と利息収入が好調に推移したことによるものです。米国の金利は引き続き歴史的な低水準に留まり、欧州の金利もさらに低下しました。貿易金融の収益は、特にアジアと欧州においてファイナンスが引き続き拡大したことや、ストラクチャー・エクスポート・ファイナンスの業績が好調に推移したことにより増加しました。法人信託サービスでは、特に米国および英国の法人信託およびオルタナティブ・ファンド事業における残高や手数料収入の増加により、増収となりました。キャッシュ・マネジメントでは、引き続き「質への逃避」の傾向による恩恵を受け、預金が増加しました。

2012 年第 2 四半期の信用リスク引当金繰入額は、2011 年同四半期の 3,100 万ユーロに対し、4,700 万ユーロ（純額）を計上しました。これらの繰入額は、両四半期ともに、主に 2010 年に買収したオランダにおける商業銀行事業に関連したものです。

2012 年第 2 四半期の利息以外の費用は、2011 年同四半期から 6,700 万ユーロ、率にして 12% 増加し、6 億 1,600 万ユーロとなりました。この増加は、保険関連費用や業績連動報酬、統合費用など、事業活動の拡大を反映した費用の増加によるものです。

## 資産運用およびウェルス・マネージメント（AWM）

AWM の 2012 年第 2 四半期の純収益は、2011 年同四半期から 8,500 万ユーロ、率にして 9% 減少し、8 億 9,100 万ユーロとなりました。この減収の要因としては、2011 年同四半期にはサル・オープンハイムの再編によるプラスの影響を大きく受けていたこと（プライベート・ウェルス・マネージメント（PWM）に計上）、資産運用（AM）において相場環境が悪化し運用報酬が減少したこと、また 2011 年同四半期には AM において RREEF インフラストラクチャーの投資事業の売却益が計上されていたことが挙げられます。

信用リスク引当金繰入額は、2011 年同四半期とほぼ同水準の 1,400 万ユーロを計上しました。

2012 年第 2 四半期の利息以外の費用は、2011 年同四半期から 1 億 600 万ユーロ、率にして 14% 増加し、8 億 4,300 万ユーロとなりました。この増加は主に、PWM において計上された事業税および弁護士費用などの重要な営業関連以外の項目や、2011 年に公表された AM における戦略的見直しから発生した費用に起因するものです。

## 個人顧客および中堅企業 (PBC)

PBCの2012年第2四半期の**純収益**は、2011年同四半期から1億3,800万ユーロ、率にして5%減少し、24億ユーロとなりました。この減収は主に、その他商品からの収益が7,700万ユーロ減少したことによるものです。またこの減収は、ポストバンクの貢献が2011年第2四半期より1億8,100万ユーロ減少していることを反映しており、その主な要因としては投資ポートフォリオの減少や2011年第2四半期に計上していた買収価格の分配の影響が2012年同四半期には低減したことが挙げられます。低金利環境や、統合前に計上された貸倒引当金の戻入れ(利息収入として計上)の減少もまた、この減収の一因となりました。PBCの2011年同四半期におけるその他商品からの収益は、ギリシャ国債の1億5,500万ユーロの減損によるマイナスの影響を受けており、2012年同四半期の減収を一部相殺しました。アドバイザリー/ブローカレッジの収益は、アドバイザリー・バンキング(ドイツ)およびアドバイザリー・バンキング(インターナショナル)に関連して、5,300万ユーロ、率にして23%減少しました。売買一任勘定ポートフォリオ/ファンド・マネジメントの収益は、2012年第2四半期における市場環境の悪化が個人顧客の投資意欲の低迷をさらに助長したことにより、主にアドバイザリー・バンキング(ドイツ)において、1,700万ユーロ、率にして24%減少しました。預金・支払いサービスからの収益は、アドバイザリー・バンキング(ドイツ)とアドバイザリー・バンキング(インターナショナル)の双方において、取引高の増加はあったもののマージンが低下したことによって、2011年同四半期から900万ユーロ、率にして2%減少し、5億2,300万ユーロとなりました。クレジット商品からの収益は、融資残高、特にアドバイザリー・バンキング(ドイツ)における住宅ローンの増加により、2011年同四半期から1,700万ユーロ、率にして3%増加しました。

2012年第2四半期の**信用リスク引当金繰入額**は、2011年同四半期の3億2,000万ユーロに対し、2億4,300万ユーロとなりました。このうち2012年第2四半期については1億800万ユーロ、2011年同四半期については1億8,200万ユーロがポストバンクに関連したものです。このポストバンク関連の7,500万ユーロの繰入額の減少は、主に統合後にリテール・ポートフォリオに計上された貸倒引当金の戻入れに起因するものです。2012年第2四半期における、統合前に計上された貸倒引当金の戻入れ額は1,800万ユーロ(2011年同四半期は8,200万ユーロ)であり、これは純利息収入として計上されています。ポストバンクの影響を除くと、信用リスク引当金繰入額は、2011年同四半期から200万ユーロ減少したことになります。

2012年第2四半期の**利息以外の費用**は、2011年同四半期から3,500万ユーロ、率にして2%増加し、18億ユーロを計上しました。この増加には、営業費用の減少を上回る統合費用の増加による1,700万ユーロのポストバンク関連の費用が含まれています。ポストバンクの影響(およびアドバイザリー・バンキング(ドイツ)に計上された統合費用)を除くと、利息以外の費用は、主に一般管理費の増加により、1,800万ユーロ増加したことになります。

## コーポレート・インベストメンツ (CI)

コーポレート・インベストメンツ(CI)の2012年第2四半期の**純収益**は、2011年同四半期の1億9,400万ユーロに対し、2億6,200万ユーロを計上しました。CIの収益には、BHFバンク、連結対象であるラスベガスのザ・コスモポリタンとマヘル・ターミナルズ(Maher Terminals)への投資からの経常収益が含まれています。CIの6,900万ユーロの増収は、主に、これらの連結対象投資における堅調な事業展開に起因しています。

2012年第2四半期の**利息以外の費用**は、2011年同四半期とほぼ同水準の3億3,000万ユーロとなりました。利息以外の費用には、主にBHFバンク、連結対象であるラスベガスのザ・コスモポリタンとマヘル・ターミナルズへの投資における営業費用が含まれています。



## 連結および調整 (C&A)

連結および調整 (C&A) の**税引前損失**は、2011 年第 2 四半期の 4,300 万ユーロに対し、2012 年第 2 四半期は 6,900 万ユーロでした。その主な要因としては、ヘッジ通貨の先渡し金利が増加したことによる特定の海外事業への純投資に対するヘッジからのマイナスの影響や、マネジメントレポートと IFRS (国際財務報告基準) で適用する会計処理方法が異なること、また非支配持分の戻入れが発生したことが挙げられます。非支配持分の戻入れは、各部門の税引前利益から控除されますが、これらは主にポストバンクに関連するものです。こうした税引前損失の増加は、税金に係る利息からのプラスの影響や、2011 年に英国で初めて銀行税が厳正に適用されたことによる影響によって一部相殺されています。一部の当行債務のクレジット・スプレッドの推移が C&A の業績に与える影響は、2012 年第 2 四半期、2011 年同四半期ともに大きくありませんでした。

本件に関するお問い合わせ先：

広報部

電話：(03) 5156-7704

2012 年第 1 四半期の決算に関するアナリスト向けコンファレンスコールは、本日午後 2 時 (CET：中央ヨーロッパ標準時) に開催されます。当該コンファレンスコールの内容は、以下のウェブサイトにて配信されます：<http://www.deutsche-bank.com/ir/video-audio>

### **添付資料：**

本資料は 2012 年第 2 四半期補足財務データの抜粋です。

2012 年第 2 四半期の中間報告の完全版は、午後 2 時 (CET) に、<http://www.deutsche-bank.com/2Q2012>、2012 年第 2 四半期の補足財務データは <http://www.deutsche-bank.com/ir/financial-supplements> より入手可能です。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会 (SEC) への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SEC に提出した当グループの 2012 年 3 月 20 日付年次報告書 (Form 20-F) の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また [www.deutsche-bank.com/ir](http://www.deutsche-bank.com/ir) からダウンロードすることができます。

本リリースには、IFRS に準拠しない財務情報が含まれている可能性があります。IFRS に基づき報告された直接比較可能な数字への調整については、同じく [www.deutsche-bank.com/ir](http://www.deutsche-bank.com/ir) から入手可能な 2012 年第 2 四半期決算補足財務データをご参照ください。

## 資料

## ドイツ銀行グループ損益計算書（未監査）

損益計算書				
単位:百万ユーロ	2012年6月30日に 終了した3ヵ月	2011年6月30日に 終了した3ヵ月	2012年6月30日に 終了した6ヵ月	2011年6月30日に 終了した6ヵ月
利息および類似収益	9,236	9,839	17,612	18,207
利息費用	5,342	5,347	9,525	9,548
<b>純利息収益</b>	<b>3,894</b>	<b>4,492</b>	<b>8,087</b>	<b>8,659</b>
信用リスク引当金繰入額	419	464	733	837
<b>信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益</b>	<b>3,475</b>	<b>4,028</b>	<b>7,354</b>	<b>7,822</b>
手数料およびフィー収益	2,799	3,047	5,649	6,128
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得	959	710	3,358	3,362
売却可能金融資産に係る純利得（損失）	100	(14)	53	401
持分法適用投資に係る純利益（損失）	57	68	(92)	36
その他の収益	213	237	159	428
<b>利息以外の収益合計</b>	<b>4,128</b>	<b>4,048</b>	<b>9,127</b>	<b>10,355</b>
給与手当	3,391	3,365	7,048	7,643
一般管理費	3,256	2,857	6,440	5,594
保険業務に係る費用	(4)	76	145	141
無形資産の減損	-	-	10	-
再構築費用	-	-	-	-
<b>利息以外の費用合計</b>	<b>6,643</b>	<b>6,298</b>	<b>13,643</b>	<b>13,378</b>
<b>税引前利益</b>	<b>960</b>	<b>1,778</b>	<b>2,838</b>	<b>4,799</b>
法人所得税費用	299	545	775	1,436
<b>純利益</b>	<b>661</b>	<b>1,233</b>	<b>2,063</b>	<b>3,363</b>
非支配持分に帰属する純利益	11	35	32	103
ドイツ銀行株主に帰属する純利益	650	1,198	2,031	3,260

## 資料

## ドイツ銀行グループ貸借対照表（未監査）

<b>資産</b>		
単位：百万ユーロ	2012年6月30現在	2011年12月31日現在
現金および銀行預け金	20,258	15,928
利付銀行預け金	145,152	162,000
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レボ）	48,614	25,773
借入有価証券	31,516	31,337
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
トレーディング資産	247,848	240,924
デリバティブ金融商品のプラスの時価	848,493	859,582
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	199,390	180,293
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	1,295,731	1,280,799
売却可能金融資産	50,861	45,281
持分法適用投資	3,600	3,759
貸出金	410,219	412,514
土地建物および設備	5,163	5,509
のれんおよびその他の無形資産	16,265	15,802
その他の資産	203,834	154,794
法人所得税資産	9,961	10,607
<b>資産合計</b>	<b>2,241,174</b>	<b>2,164,103</b>

## 資料

## ドイツ銀行グループ貸借対照表（未監査）

負債および資本		
単位：百万ユーロ	2012年6月30日現在	2011年12月31日現在
預金	605,414	601,730
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）	77,294	35,311
貸付有価証券	6,096	8,089
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
トレーディング負債	66,809	63,886
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	829,275	838,817
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定される金融負債	114,337	118,318
投資契約負債	7,333	7,426
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	1,017,754	1,028,447
その他の短期借入金	63,532	65,356
その他の負債	236,400	187,816
引当金	2,569	2,621
法人所得税負債	3,662	4,313
長期債務	159,755	163,416
信託優先証券	12,340	12,344
自己普通株式購入義務	-	-
<b>負債合計</b>	<b>2,184,816</b>	<b>2,109,443</b>
普通株式、無額面、名目価値 2.56 ユーロ	2,380	2,380
資本剰余金	23,593	23,695
利益剰余金	31,469	30,119
自己普通株式、取得原価	(417)	(823)
自己普通株式購入義務振替額	-	-
その他の包括利益（損失）累計額、税引後 <sup>(1)</sup>	(1,280)	(1,981)
<b>株主持分合計</b>	<b>55,745</b>	<b>53,390</b>
非支配持分	613	1,270
<b>資本合計</b>	<b>56,358</b>	<b>54,660</b>
<b>負債および資本合計</b>	<b>2,241,174</b>	<b>2,164,103</b>

(1) 確定給付年金プランに関連した数理計算上の差異を除く(税引後)。

## 資料

### ドイツ銀行グループ主要財務指標（未監査）

	2012年 第2四半期	2011年 第2四半期	増減 (前年同四半期比)
ドイツ銀行株式 株価（期末）	€ 28.50	€ 40.75	(30) %
ドイツ銀行株式 高値	€ 38.02	€ 44.56	(15) %
ドイツ銀行株式 安値	€ 26.61	€ 38.60	(31) %
基本的1株当たり利益	€ 0.70	€ 1.28	(45) %
希薄化後1株当たり利益 <sup>(1)</sup>	€ 0.68	€ 1.24	(45) %
平均流通普通株式数（基本的、百万株）	933	937	(0) %
平均流通普通株式数（希薄化後、百万株）	955	968	(1) %
平均株主持分合計利益率（税引後）	4.7 %	9.6 %	(4.9) ppt
税引前平均株主持分合計利益率	6.8 %	13.8 %	(7.0) ppt
税引前平均アクティブ資本利益率	6.8 %	13.9 %	(7.1) ppt
基本的流通株式1株当たり純資産 <sup>(2)</sup>	€ 59.81	€ 53.96	11 %
費用/収益比率 <sup>(3)</sup>	82.8%	73.7 %	9.1 ppt
報酬比率 <sup>(4)</sup>	42.3%	39.4 %	2.9 ppt
非報酬比率 <sup>(5)</sup>	40.5%	34.3 %	6.2 ppt
純収益合計 単位：百万ユーロ	8,022	8,540	(6) %
信用リスク引当金繰入額 単位：百万ユーロ	419	464	(10) %
利息以外の費用合計 単位：百万ユーロ	6,643	6,298	5 %
税引前利益 単位：百万ユーロ	960	1,778	(46) %
純利益 単位：百万ユーロ	661	1,233	(46) %
資産合計 <sup>(6)</sup> 単位：十億ユーロ	2,241	1,850	21 %
株主持分合計 <sup>(6)</sup> 単位：十億ユーロ	55.7	50.1	11 %
コアTier1 自己資本比率 <sup>(6) (7)</sup>	10.2 %	10.2 %	0.0 ppt
Tier1 自己資本比率 <sup>(6) (7)</sup>	13.6 %	14.0 %	(0.4) ppt
拠点数 <sup>(6)</sup>	3,064	3,092	(1) %
内、ドイツ国内の拠点数	2,036	2,082	(2) %
従業員数（常勤相当） <sup>(6)</sup>	100,654	101,694	(1) %
内、ドイツ国内の従業員数	47,240	48,866	(3) %
長期格付 <sup>(6)</sup>			
ムーディーズ・インベスターズ・サービス	A2	Aa3	
スタンダード・アンド・プアーズ	A+	A+	
フィッチ・レーティングス	A+	AA-	

- (1) 希薄化後1株当たり利益は、想定される転換による分子への影響を含む。
- (2) 基本的流通株式1株当たり純資産は、株主持分合計を基本的流通株式数で除したもとして定義される（共に期末現在）。
- (3) 費用/収益比率は、利息以外の費用合計の、収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前の純利息収益に利息以外の収益合計を加えた額）に対する比率。
- (4) 報酬比率は、給与手当の収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前の純利息収益に利息以外の収益合計を加えた額）に対する比率。
- (5) 非報酬比率は、報酬を除く利息以外の費用（利息以外の費用合計から給与手当を差し引いた額）の収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前の純利息収益に利息以外の収益合計を加えた額）に対する比率。
- (6) 期末時点。
- (7) 自己資本比率は、Tier1、コアTier1各々の自己資本を、クレジット / 市場 / オペレーショナルリスクに対するリスク・ウェイトド・アセットに関連付けている。2011年12月31日時点以降の資本比率はバーゼル2.5に基づく。それより前はバーゼル2に基づく。ドイツ銀行法第64条第3項に基づき暫定的な項目は除く。

株価情報の出所：トムソン・ロイター。高値および安値は、Xetraにおける日中取引最高値/最安値を表示。

\*本資料に掲載されている数字は四捨五入をしているため、必ずしも合計金額と一致するものではなく、比率も絶対値を正確には反映していません。

## 戦略上の見直しに関する最新情報

ドイツ銀行 AG (銘柄コード XETRA: DBKGn.DE/NYSE:DB) は本日、2012年6月1日に着手した戦略上の見直しに関する直近の情報を公表しました。当該見直しの詳細な検討結果については、当初の計画通り9月に発表する予定です。

### 企業文化の変化

ドイツ銀行は、金融業界における企業文化の変化に率先して対処しています。企業文化の変化に対応する様々な施策の一環として、当行は報酬体系の見直しを行っています。これは、報酬の絶対的水準と、株主利益と従業員報酬の相対的なバランスの両方を考慮することを意味しています。さらに当行は、最高水準の行動規範に則ってビジネスを遂行してきた長きにわたる伝統に沿うよう、従業員の行動規範の見直しにも取り組んでいます。

### 業務運営の効率性の向上

取締役会は、2012年上半期に計上した利息以外の費用から勘案して、約30億ユーロのコスト削減目標を定めています。コスト削減策には、ビジネスおよび収益モデルの変更だけでなく、柔軟性、質の高さおよび厳格な管理を備えた世界最高水準の業績達成に向けての組織の再構築プログラムの実施が含まれています。上記の削減見込額は、ビジネスの成長をサポートするための投資金額を考慮した後の純額ですが、これを達成するためには多大な費用が発生する見込みです。

ドイツ銀行は、事業基盤を現在の環境に早急に適合させるため、主にドイツ国外において約1,900人(うち1,500人はコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズとその関連管理部門)の人員を削減する予定です。これにより、総額30億ユーロの当面のコスト削減目標のうち、約3億5,000万ユーロの削減が見込まれます。コスト削減策には、ポストバンク統合に関連した公表済みの諸施策の完了も含まれており、これによりさらに約5億ユーロの削減が見込まれます。

## 自己資本

ドイツ銀行は、これまで常に規制上の要件を上回る自己資本比率を達成してきており、現在もその水準を維持しています。そして今後も、規制上の要件を上回る自己資本比率を維持していく方針に変わりはありません。2012年第2四半期の事業環境を受け、当行は、既に公表したものに加え、さらに総額290億ユーロのリスク・ウェイト・アセット削減／自己資本比率増強策を打ち出し、これらの施策の一部は既に実行に移されています。これにより、当行は引き続き、2013年年初のコア Tier 1 自己資本比率を、バーゼル III の段階的導入ベースで約9%、完全導入ベースでは7.2%と見込んでいます。

さらに当行は、2013年第1四半期末までに、さらなるリスク削減と事業の拡大を通じた資本増強のための幅広い施策を実施することにより、コア Tier 1 自己資本比率を、バーゼル III の段階的導入ベースで約10%、完全導入ベースでは少なくとも8%とすることを目指しています。また、2013年第2四半期以降も、引き続き自己資本比率の引き上げに取り組んでいきます。そのために当行は、投資家からの資本調達を検討する前に、当行が取りうるあらゆる施策を適用していく所存です。

以上

ドイツ銀行グループは、グローバル市場で主導的な地位を占める投資銀行であり、個人顧客ビジネスにおいても強固な事業基盤を確立しています。ドイツおよび欧州における圧倒的な強みを背景に、北米やアジア、主要新興国において、力強い成長を遂げています。ドイツ銀行グループの総従業員数は10万人以上にのぼり、世界70カ国以上で高水準な金融サービスを提供しています。ドイツ銀行グループは、競争の激化するグローバルな市場を舞台に、幅広いニーズに徹底的にお応えしていくことが、お客さまや株主の皆さまはじめ、従業員、地域社会に持続的な価値を創造し、私たち自身の成長につながると考えています。

[www.db.com](http://www.db.com)

### 将来の事象の記載に関するリスク

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2012年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また [www.deutsche-bank.com/ir](http://www.deutsche-bank.com/ir) からダウンロードすることができます。

## 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

### 1. 事業内容の概要

ドイツ、フランクフルト・アム・マインに本店を置くドイツ銀行はドイツ最大の銀行であり、その資産合計（2011年12月31日現在 2兆1,640億ユーロ）からみてヨーロッパおよび世界における最大級の金融機関である。2011年12月31日現在で、当行は、フルタイム換算で100,996名の従業員を雇用し、世界72か国で3,078を超える支店（そのうち66%はドイツ国内）を運営している。当行は、多岐にわたる投資、金融商品およびこれらに関連する商品やサービスを、世界中の個人顧客、事業法人および機関投資家に提供している。

### 2. 主要な経営指標等の推移

（便宜上記載されている日本円金額は、2012年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=97.62円）により計算されている。）

#### (a) ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注1）

（単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
利息以外の収益合計	21,896 (21,375)	1,037 (1,012)	15,493 (15,124)	12,984 (12,675)	15,783 (15,407)
税引前利益（損失）	8,749 (8,541)	-5,741 (-5,604)	5,202 (5,078)	3,975 (3,880)	5,390 (5,262)
当期純利益（損失）（注2）	6,510 (6,355)	-3,896 (-3,803)	4,958 (4,840)	2,330 (2,275)	4,326 (4,223)
普通株式	1,358 (1,326)	1,461 (1,426)	1,589 (1,551)	2,380 (2,323)	2,380 (2,323)
株主持分合計	37,044 (36,162)	30,703 (29,972)	36,647 (35,775)	48,843 (47,681)	53,390 (52,119)
資産合計	2,020,349 (1,972,265)	2,202,423 (2,150,005)	1,500,664 (1,464,948)	1,905,630 (1,860,276)	2,164,103 (2,112,597)
B I S 規制自己資本比率（Tier 1 / Tier 2 / Tier 3 合計）（%）（注3）	11.6	12.2	13.9	14.1	14.5
1株当たり株主持分 （ユーロ（円））	79.32 (7,743)	52.59 (5,134)	52.65 (5,140)	52.38 (5,113)	58.11 (5,673)
基本的1株当たり利益（損失） （ユーロ（円））	13.65 (1,333)	-7.61 (-743)	7.21 (704)	3.07 (300)	4.45 (434)

（注1）2011年度、2010年度、2009年度、2008年度および2007年度の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示された。

（注2）当期純利益（損失）のうち、194百万ユーロ、20百万ユーロ、-15百万ユーロ、-61百万ユーロおよび36百万ユーロは、それぞれ2011年度、2010年度、2009年度、2008年度および2007年度の非支配持分に帰属する純利益（損失）である。

（注3）2011年12月以降、当社グループの自己資本比率の計算には、ドイツ銀行法およびソルベンシー規制において規定される資本要求指令3（「バーゼル2.5」としても知られる）に基づくトレーディング勘定および証券化ポジションに関する修正済み自己資本規制が組み込まれている。



## (b) ドイツ銀行

(単位：百万ユーロ (億円) )

年 度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
収益合計	58,249 (56,863)	48,033 (46,890)	32,513 (31,739)	33,002 (32,217)	36,530 (35,661)
営業利益 (損失)	5,371 (5,243)	-5,407 (-5,278)	718 (701)	1,373 (1,340)	4,269 (4,167)
当期純利益 (損失)	2,757 (2,691)	-2,185 (-2,133)	1,173 (1,145)	488 (476)	1,426 (1,392)
資本金	1,358 (1,326)	1,461 (1,426)	1,589 (1,551)	2,380 (2,323)	2,380 (2,323)
資産合計	1,790,676 (1,748,058)	2,250,665 (2,197,099)	1,538,623 (1,502,004)	1,620,164 (1,581,604)	1,869,074 (1,824,590)
純資産額	23,180 (22,628)	20,943 (20,445)	22,764 (22,222)	33,686 (32,884)	34,481 (33,660)
1株当たり純資産額 (注1) (ユーロ (円) )	39.20 (3,827)	36.14 (3,528)	35.39 (3,455)	35.36 (3,452)	36.18 (3,532)
1株当たり利益 (損失) (ユーロ (円) )	5.20 (508)	-3.83 (-374)	1.89 (185)	0.52 (51)	1.54 (150)
1株当たり配当 (ユーロ (円) )	4.50 (439)	0.50 (49)	0.75 (73)	0.75 (73)	0.75 (73)
配当性向 (%)	86.6	N/A	39.7	143.0	48.9
従業員数 (人) (注2)	28,013	29,434	28,497	27,816	27,918

(注1) 配当可能利益を除く。

(注2) フルタイム換算の平均従業員数。